

## 令和元年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会1-1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査					
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 届出に基づいて, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに, 主要な企業結合事例を公表することにより, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。					
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	10,444	10,295	12,988	13,144
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	10,444	10,295		
執行額(千円)	10,548	9,108				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第1次審査)(注1)	実績値					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	目標達成
		100%	100%	100%	100%	100%		
	年度ごとの目標値	届出の受理後30日以内						
	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第2次審査に移行したもの)(注2)	実績値					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	目標達成
100%		100%	100%	100%	100%			
年度ごとの目標値	全ての報告等の受理後90日以内							
的確な企業結合審査, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	実績値					評価対象年度	達成	
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	相当程度進展あり	
	別紙のとおり。							
年度ごとの目標値								

(注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって, 処理が終了した年度にかかわらず, 受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって, 処理が終了した年度にかかわらず, 全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 評価期間中では, 新たな取組として, 四半期ごとの「届出一覧」を公表している。当該公表によって, 企業結合審査に関する情報が, 適時に事業者には提供されている。また, 企業結合の審査結果及び事例集では, 経済分析の過程や結果を記載するなどして, 解説の充実化が図られている。これらの取組は, 企業結合審査の透明性を確保し, 事業者の予見可能性を向上させている。 企業結合計画の届出を受理した案件は, 届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き, 全ての案件で目標値を達成しており, 第1次審査の平均審査日数は12日である。また, 平成30年度では, 届出受理件数に占める禁止期間の短縮を行った件数の割合は, 76%に達しており, 公正取引委員会は申出のあった案件全て(100%)で禁止期間の短縮を行った。 その他の指標をみると, 「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」は, 6,000件以上で推移している。「企業結合審査によって保護された消費者利益額」は, 700億円以上で推移している。 以上のことから, 企業結合の迅速かつ的確な審査が, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。
	施策の分析	評価期間中の新たな取組や測定指標を通じて評価すれば, 本件取組は, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり, また, その活動は効率的であったと評価できる。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  引き続き、企業結合について、迅速かつ確かな企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。  禁止期間の短縮を行った件数の増加及び100%に近い達成率は、公正取引委員会が、迅速に企業結合審査を行ったことの現れであると考えられるが、企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから、引き続き重点を置く必要がある。  今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに、事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。事例集では、一般国民への影響が大きい案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなどの記載案件の選択も含め、事業者のニーズに合った事例集となるよう、掲載内容の充実に努める。</p> <p><b>【測定指標】</b>  本件取組では、10の測定指標を設定しているが、客観的な評価を行うには多面的な測定指標を活用する必要があるため、各指標とも維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例集がより広く利用される方策を探ってはどうか。(中村委員)  (事例集の主な閲覧者は、企業結合事案を扱う弁護士や、大手事業者の法務担当者であり、引き続き、これら弁護士等の集まる場でその内容を積極的に周知していく旨回答した。)</li> <li>・各案件の審査に当たって、どのような資料や情報があれば、迅速な判断に資するかなどの情報を公正取引委員会ウェブサイトに掲載してはどうか。それにより、事業者にとって参照するメリットがあるほか、公正取引委員会にとっても審査業務の負担軽減に役立つと考えられる。(中村委員)  (「企業結合審査の手続に関する対応方針」に必要な情報を掲載している。引き続き、同方針の周知を行いたい旨回答した。)</li> <li>・事例集は、事業者にとって参考になる情報を多く含んでおり、引き続きその内容の充実を図っていただきたい。(多田委員)</li> <li>・事例集は、一つのファイルで公正取引委員会ウェブサイトに掲載されている。企業結合事例の案件ごとの掲載に変更することで、どの案件にアクセス数が多いかをみるのが可能となり、閲覧者がどの案件に関心を持っているのか把握することが可能となる。(小林委員)  (今後検討することとしたい旨回答した。)</li> <li>・弁護士会等向けに事例集の説明会を実施しているのであれば、その参加者数を測定指標に入れてはどうか。(池谷委員)  (説明会の開催件数や参加者数を測定指標に追加することを今後検討することとしたい旨回答した。)</li> </ul>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成28年度における主要な企業結合事例について」(平成29年6月14日公表)  「平成29年度における主要な企業結合事例について」(平成30年6月6日公表)  「平成30年度における主要な企業結合事例について」(令和元年6月19日公表)</p> <p>(注)前記資料は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>企業結合課</p>	<p>作成責任者名  (※記入は任意)</p>	<p>企業結合課長 深町正徳</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成31年4月～令和元年6月</p>
--------------	--------------	-----------------------------	--------------------	-----------------	-----------------------

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
的確な企業結合審査、企業結合審査結果の公表、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。
	① 企業結合の届出受理件数[289件](注1)	① 同左[295件]	① 同左[319件]	① 同左[306件]	① 同左[321件]
	② 第1次審査における実際の平均審査日数[一日]	② 同左[一日]	② 同左[一日]	② 同左[12日]	② 同左[12日]
	③ 禁止期間の短縮を行った件数[119件]	③ 同左[145件]	③ 同左[171件]	③ 同左[193件]	③ 同左[240件]
	④ 公正取引委員会ウェブサイトへの企業結合公表事例集への掲載事例件数[10件]	④ 同左[11件]	④ 同左[12件]	④ 同左[12件]	④ 同左[13件]
	⑤ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[7.9頁]	⑤ 同左[8.1頁]	⑤ 同左[8.7頁]	⑤ 同左[6.3頁]	⑤ 同左[7.5頁]
	⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数(注2)[5,196件]	⑥ 同左[7,399件]	⑥ 同左[8,053件]	⑥ 同左[6,893件]	⑥ 同左[6,138件]
	⑦ 問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額(注3)[約19億円]	⑦ 同左[約625億円]	⑦ 同左[約13兆9200億円]	⑦ 同左[約3兆5567億円]	⑦ 同左[約1兆3110億円]
⑧ 企業結合審査によって保護された消費者利益額(注4)[約1億円]	⑧ 同左[約38億円]	⑧ 同左[約8447億円]	⑧ 同左[約2134億円]	⑧ 同左[約787億円]	
年度ごとの目標値	的確な企業結合審査を行うとともに、企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高めることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。				

(注1) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注2) 企業結合公表事例集について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

(注3) 公正取引委員会が当年度中に審査を終了した企業結合案件のうち、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した一定の取引分野の市場規模の額を記載している。

(注4) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」については公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い、推計した率がない場合には当該率を3%と仮定した。また、「継続期間」については企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

## 実績評価書資料

担当課 企業結合課

**1. 評価対象施策****独占禁止法違反行為に対する措置等  
企業結合の迅速かつ的確な審査****【具体的内容】**

企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等）について，届出等に基づいて，迅速かつ的確な企業結合審査を行い，独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに，主要な企業結合事例を公表することにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

**2. 施策の目標（目標達成時期）**

企業結合（株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等）について，迅速かつ的確な企業結合審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 28 年度～平成 30 年度）。

**3. 評価の実施時期**

平成 31 年 4 月～令和元年 6 月

**4. 評価の観点**

- (1) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

**5. 施策の実施状況**

- (1) 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況  
平成28年度から平成30年度までの間での企業結合の届出受理の件数は，表 1 のとおりであり，年間300件を超える届出を受理している。

表1 企業結合の届出受理件数

(単位：件)

年度	株式取得	合併	分割	共同株式 移転	事業等 譲受け	合計
平成28年度	250 (12.6)	26 (13.0)	16 (▲5.9)	3 (▲50.0)	24 (▲11.1)	319 (8.1)
平成29年度	259 (3.6)	9 (▲55.4)	13 (▲18.8)	3 (0.0)	22 (▲8.3)	306 (▲4.1)
平成30年度	259 (0.0)	16 (77.8)	15 (15.4)	2 (▲33.3)	29 (31.8)	321 (4.9)

(注) 括弧内は対前年度増加率(%)である。

また、独占禁止法第10条第9項等の規定に基づき、平成28年度から平成30年度までの間に届出を受理した案件の処理状況は、表2のとおりである。

表2 届出を受理した案件の処理状況

(単位：件)

年度	届出受理 件数	届出が取り下 げられた件数	第1次審査で 終了した件数	第2次審査に 移行した件数
平成28年度	319	8	308	3
平成29年度	306	6	299	1
平成30年度	321	4	315	2

公正取引委員会は、独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、企業結合に関し必要な措置を命ずるために、独占禁止法第50条第1項の規定による通知（意見聴取の通知）を行う場合には、第1次審査は、届出受理の日から30日間内に行わなければならない。また、第2次審査へ移行した場合は、届出受理の日から120日を経過した日と、必要な報告、情報又は資料（以下「報告等」という。）を全て受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内に行わなければならない。平成28年度から平成30年度までの間で上記期間内に処理した第1次審査及び第2次審査の件数の割合は、表3及び表4のとおりである。

表3 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第1次審査）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
100%	100%	100%

表4 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第2次審査に移行したものの）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
100%	100%	100%

このように、届出受理件数のうち、報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く届出受理案件（平成28年度308件、平成29年度299件、平成30年度315件）は、いずれも届出受理の日から30日以内に独占禁止法上の問題はないと判断し、第1次審査を終了した。

また、届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合であって、当該企業結合案件に独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることとしている。期間短縮を行った件数は、平成28年度は171件、平成29年度は193件、平成30年度は240件と毎年度増加しており、平成30年度には全体の76%に達している。平成30年度では、公正取引委員会は申出のあった案件全て（100%）で禁止期間の短縮を行った（表5）。

表5 禁止期間の短縮を行った件数及び達成率

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
期間短縮を行った件数	171 (55.5%)	193 (64.5%)	240 (76.2%)
期間短縮の達成率	100%	99%	100%

（注1） 括弧内は各年度の届出受理件数（報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く。）に占める期間短縮を行った件数の割合である。

（注2） 「期間短縮の達成率」は禁止期間の短縮の申出があった件数（報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く。）に占める期間短縮を行った件数の割合である。

こうした案件の審査を含め、第1次審査での実際の平均審査日数は表6のとおりである。

表6 第1次審査での実際の平均審査日数

年度	平均審査日数
平成28年度	—
平成29年度	12
平成30年度	12

(注) 平成29年度から集計を開始したため、平成28年度は記載なし。

また、報告等の要請を行い、第2次審査へ移行した案件は6件（平成28年度3件、平成29年度1件、平成30年度2件）である。このうち、「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得」、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得」及び「新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得」は、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した（表7）。

表7 第2次審査に移行した案件一覧（平成28年度～平成30年度）

年度	案件名	処理結果
平成28年度	新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断
	株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断
	東洋製罐グループホールディングス株式会社によるホッカンホールディングス株式会社の株式取得	第2次審査中に届出会社が届出を取下げ
平成29年度	株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行による共同株式移転	独占禁止法上の問題はないと判断
平成30年度	王子ホールディングス株式会社による三菱製紙株式会社の株式取得	独占禁止法上の問題はないと判断
	新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断

(注1) 年度は、届出受理を行った年度を表す。

(注2) 一の統合計画につき、複数の届出がなされることがある。

(注3) 処理結果は、平成31年3月末時点のものである。

企業結合計画を審査するに当たっては、法律又は経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者及びエコノミストも企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、理論的かつ説得的な評価を行う必要がある案件で法学的観点からの意見を述べ、エコノミストは、報告等の要請を行った案件で必要かつ可能な場合には経済分析を実施したり、企業結合審査の担当官に対して経済分析手法に係る研修を実施するなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

(注) 企業結合審査部門の法曹資格者の人数は2名、エコノミスト（経済学博士号取得者）の人数は1名である（平成31年3月末時点）。

また、海外の競争当局との間では、国際会議や定期的な意見交換の場を利用して知見を共有しているほか、国内外の市場に影響を与えるような国際的企業結合案件では、当該企業結合案件が競争に与える影響の考え方や問題解消措置の情報交換を個別に行っている（表8）。

表8 海外の競争当局と連携を行った旨公表している事例（平成28年度～平成30年度）

年度	案件名	連携内容
平成28年度	エマソン・エレクトリック・カンパニー及びペンテェア・ピーエルシーによるバルブ事業の統合	米国連邦取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	ラム・リサーチ・コーポレーションとケーエルエー・テンコール・コーポレーションの統合	米国司法省との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	アボットラボラトリーズグループとセントジュードメディカルグループの合併	韓国公正取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
平成29年度	クアルコム・リバー・ホールディングス・ビービーによるエヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌブイの株式取得	欧州委員会及び韓国公正取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	ブロードコム・リミテッドとブロードコム・コミュニケーションズ・システムズ・インクの統合	米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	川崎汽船株式会社、株式会社商船三井及び日本郵船株式会社による定期コンテナ船事業の統合	欧州委員会、チリ国家経済検察庁等との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

(2) 企業結合審査結果の公表状況

公正取引委員会は、企業結合審査の透明性を一層高める観点から、第2次審査を行った案件等の審査結果を審査終了後に公表してきており、平成28年度ないし平成30年度では、表9記載の7件の審査結果を公表した。

表9 公表案件一覧（平成28年度～平成30年度）

年度	案件名	備考
平成28年度	出光興産株式会社による昭和シェル石油株式会社の株式取得に関する審査結果について	平成27年度届出受理案件
	JXホールディングス株式会社による東燃ゼネラル石油株式会社の株式取得に関する審査結果について	平成27年度届出受理案件
	新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得に関する審査結果について	—
平成29年度	株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行による共同株式移転に関する審査結果について	—
平成30年度	株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得に関する審査結果について	平成28年度届出受理案件
	王子ホールディングス株式会社による三菱製紙株式会社の株式取得に関する審査結果について	—
	新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得に関する審査結果について	—

(注) 備考欄の「—」は、特段の記載事項なし。

また、公正取引委員会は、企業結合審査の透明性及び予見可能性の一層の確保を図る観点から、平成5年度以降、毎年度、企業結合を計画している事業者等の参考となると考えられる主要な企業結合事例を企業結合公表事例集（以下「事例集」という。）として公表している。事例集には、特定の業種に偏ることなく様々な業種に係る案件、問題解消措置を講じることとした案件、国境を越えた市場画定を行った案件、経済分析を行った案件など多様な類型の案件を掲載するとともに、企業結合審査で考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を与えるかに係る記載や一定の取引分野等に係る記載を充実させるように取り組んでいるところである。

事例集では、上記の案件に関して、個別の案件の審査結果、一定の取引分野の画定方法、企業結合審査で考慮した事項のほか、問題解消措置の内容や

これに対する評価、経済分析の手法と結果の概要を記載している。平成28年度から平成30年度までの事例集の掲載事例件数及び事例1件当たりの頁数は、表10のとおりである。事例1件当たりの頁数は、平成28年度から平成30年度において、6.3頁から8.7頁となっており、詳細な解説を行っている。

また、公正取引委員会ウェブサイトに掲載された事例集へのアクセス件数は、表11のとおりである。

なお、事例集は、幅広い内容の案件を掲載することに努めているため、最新のものだけでなく、それ以前のものも事業者の参考となるものである。

表10 事例集の掲載事例件数、事例ごとの頁数及び平均頁数（単位：件、頁）

	1～3 頁	4～6 頁	7～10 頁	11頁～	合計事例 件数	平均頁数
平成28年度事例集	1	3	6	2	12	8.7 (7.0)
平成29年度事例集	2	6	3	1	12	6.3 (▲26.9)
平成30年度事例集	2	2	7	2	13	7.5 (17.8)

(注) 平均頁数の括弧内は対前年度増加率(%)である。

表11 事例集の各年度のウェブサイトアクセス件数（単位：件）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アクセス件数	8,053	6,893	6,138

(注) 公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

さらに、平成29年11月1日から四半期ごとに、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、排除措置命令を行わない旨の通知を行った案件を「届出一覧」として新たに公表している。これは、以前は年次報告で各年度に完了報告書の提出があった企業結合案件を年1回一覧表の形で公表していたものを、年4回、公正取引委員会のウェブサイトに掲載することで公表しているものである。公表する情報の内容も、それまでの届出日、当事会社名及び企業結合類型に加え、届出会社の主な事業、排除措置命令を行わない旨の通知を行った日、株式取得の閾値との関係及び期間短縮の有無を記載し、拡充させている。

(3) 企業結合審査によって保護された消費者利益額等

公正取引委員会が平成28年度から平成30年度までの間に審査を終了した企業結合審査案件のうち、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止

法上の問題はないと判断した旨公表している案件は表12記載の10件である。

表12 問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した旨公表している案件（平成28年度～平成30年度）

年度	案件名	備考
平成28年度	出光興産株式会社による昭和シェル石油株式会社の株式取得	平成27年度届出受理 平成28年度審査終了
	JXホールディングス株式会社による東燃ゼネラル石油株式会社の株式取得	平成27年度届出受理 平成28年度審査終了
	新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得	平成28年度届出受理 平成28年度審査終了
平成29年度	ブロードコム・リミテッドとブロードコム・コミュニケーションズ・システムズ・インクの統合	平成29年度届出受理 平成29年度審査終了
	クアルコム・リバー・ホールディングス・ビーバイによるエヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌバイの株式取得	平成29年度届出受理 平成29年度審査終了
	日立金属株式会社による株式会社三徳の株式取得	平成29年度届出受理 平成29年度審査終了
平成30年度	株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得	平成28年度届出受理 平成30年度審査終了
	ジェイエックス・メタルズ・ドイチェラント・ゲーエムベーハーによるエイチ・シー・スタルク・タンタラム・アンド・ニオビウム・ゲーエムベーハーの株式取得	平成30年度届出受理 平成30年度審査終了
	株式会社USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム株式会社の株式取得	平成30年度届出受理 平成30年度審査終了
	新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得	平成30年度届出受理 平成30年度審査終了

これらの案件で、平成28年度から平成30年度までの間に、問題解消措置によって保護された消費者利益額の推定値は表13のとおりである。

なお、公表事例以外にも問題解消措置が講じられた事例があることから、実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より大きなものであると考えられる。

表13 企業結合審査によって保護された消費者利益（推定）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保護された消費者利益	約8447億円	約2134億円	約787億円
測定対象とした案件件数	3	3	4

（注） 消費者利益は、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」は問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いた。「価格上昇率」は公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い、推計した率がない場合には当該率を3%と仮定した。「継続期間」は企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

なお、消費者利益額の算出の根拠となった、一定の取引分野の市場規模の額は、表14のとおりである。

表 14 問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市場規模の額	約13兆9200億円	約3兆5567億円	約1兆3110億円

## 6. 評価

### (1) 必要性

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合のうち、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを規制している。

届出を受理した企業結合は、前記5(1)の独占禁止法で定められている期間内に、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。当該期間が経過すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であっても、公正取引委員会が措置を採ることはできなくなることから、届出受理後、迅速な企業結合審査を行う必要がある。企業結合を計画している事業者は、市場の状況や動向を勘案しながら、当該企業結合を実施する時機を計画しており、事業者がこのような時機を逸することのないようにするためにも、迅速に企業結合審査を行う必要がある。

また、的確な企業結合審査が行われず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない企業結合まで禁止することとなれば、適法な経済活動が阻害されることとなる。したがって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合が規制されるような的確な企業結合審査を行う必要がある。さらに、当事会社が事業活動を行っている取引分野は通常多岐にわたり、また、企業結合は事業経営上の様々な目的のために行われるものであるため、公正取引委員会から、一部の分野で独占禁止法上の問題がある旨

の指摘をされたとしても、企業結合全体を断念することなく、当該問題を解消する措置を講じてでも企業結合を実施するニーズが当事会社側にはある。このため、当事会社から問題解消措置の申出があった場合には、それが独占禁止法上の問題を解消するために適切かどうかを的確に審査する必要がある。

## (2) 有効性

### ア 迅速な企業結合審査の実施

届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合であって、当該企業結合案件に独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることとしている。禁止期間の短縮を行った件数は毎年度増加しており、平成30年度には全体の76%に達している。また、平成30年度では、公正取引委員会は申出のあった案件全て(100%)で禁止期間の短縮を行った(表5)。

第1次審査での実際の平均審査日数は、平成29年度、平成30年度ともに12日で推移しており、30日の禁止期間よりも短期間で審査を行っている(表6)。

このように迅速な企業結合審査を行っており、公正かつ自由な競争を促進しているものと評価できる。

### イ 的確な企業結合審査の実施

第1次審査で終了した案件は、企業結合ガイドラインに記されているハーフィンダール・ハーシュマン指数(当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出した指数)の活用や届出事業者との充実したコミュニケーション等によって、的確な企業結合審査を行った。

表2のとおり、公正取引委員会は、平成28年度から平成30年度の間に第2次審査に移行した6件では、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を行うとともに、第三者からの意見書を受け付ける旨を明らかにした。これらの案件では、業界関係者へのヒアリングや需要者アンケートのほか、広く一般から寄せられた意見も踏まえながら審査しており、的確に企業結合審査を行ったといえる。それに加えて、国際的企業結合案件では、海外当局と個別に情報交換を行っており、国際的に調和のとれた的確な企業結合審査を行ったといえる。

また、当該6件のうち、「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得」、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得」及び「新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得」は、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した(このほか、平成27年度中に届出受理を行い、平成28年度に審査を終了した「出光興産株式会社による昭和シェル石油株式会社の株式取得」及び「JXホールディングス株式会社による東燃ゼネラル石油株式会社の株式取得」も、当事会社が問題解消措置を講じること

を前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した。)。これらの案件では、当事会社が問題解消措置を講じることによって、当該企業結合が行われても独占禁止法上の問題が生じないようにすることができたものと考えられる。当事会社側にも、一部の取引分野に関して問題解消措置を講じてでも企業結合を実施するニーズがあり、一部の取引分野に関しての問題解消措置を講じることによって、企業結合全体を断念することなく実施することができ、当事会社にとっても、有効な取組である。

このように、公正取引委員会は、届出を受理した企業結合案件を的確に審査し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進しているものと評価できる。

#### ウ 企業結合審査の結果の公表

表9の案件で企業結合審査の結果を公表するほか、毎年度事例集を公表することにより、第2次審査を行わなかった案件等も、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる案件の審査内容を明らかにしている。公表の内容は、企業結合審査の経緯及びその審査結果を詳細に公表することによって、企業結合審査での独占禁止法の考え方及び企業結合審査の流れを明らかにしている。企業結合を計画している事業者は、個別の案件の審査結果や事例集を参考としながら、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止することができるものと考えられる。

また、表10のとおり、平成28年度から平成30年度までの間において、事例集の掲載事例件数は12件又は13件、事例1件当たりの頁数は6.3頁から8.7頁と同数程度であるが、経済分析の手法及び結果を記載するなど、詳細な解説となっている。事例集の解説を充実させることは、事業者等にとって今後の企業結合の参考となり、予見可能性を高めるために有効であるといえる。

事例集に係る公正取引委員会のウェブサイトのアクセス数は、表11のとおり、平成28年度は8,053件、平成29年度は6,893件、平成30年度は6,138件と、いずれも6,000件以上で推移しており、事例集が実際に広く利用されているものと考えられ、事例集を公表することは、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような企業結合を防止することにつながっているものと評価できる。引き続き、事業者等の関心の高い事例を掲載するなど、掲載内容の充実努める必要がある。

さらに、評価期間中での新たな取組として、四半期ごとの「届出一覧」を公表しており、以前は年1回の公表だったものを年4回にしている。公表する情報の内容も、従来より拡充しており、よりタイムリーかつ有用な情報を、企業結合を計画している事業者等に提供できるようになったと評価できる。

#### エ 消費者利益の保護

表 13 のとおり、平成 28 年度から平成 30 年度の企業結合審査によって、それぞれ約 8447 億円（平成 28 年度）、約 2134 億円（平成 29 年度）、約 787 億円（平成 30 年度）の消費者利益が保護されたと評価できる。

なお、平成30年度の消費者利益は、他年度と比べて少額となっているが、これは、同年度の案件で、表14のとおり、問題解消措置の対象となった商品・役務の市場規模が、他年度の案件と比べて小さいものであったためである。

企業結合審査によって保護される消費者利益の額は個々の企業結合計画の内容に左右されるものではあるが、評価期間中で最も少なかった平成30年度でも、700億円以上の消費者利益が保護されている。問題解消措置によって保護された消費者利益は、高水準を維持していると評価できる。

### (3) 効率性

前記 5 (1) のとおり、平成28年度から平成30年度では、毎年度300件以上の届出書を受理し、第 1 次審査は平均12日で審査を行っている。また、平成30年度では、届出受理件数に占める期間短縮を行った件数の割合は、76%に達しており、公正取引委員会は申出のあった案件全て（100%）で禁止期間の短縮を行った。第 1 次審査の案件は、限られた人員の中で、迅速かつ効率的に企業結合審査が行われたものと評価できる。

また、平成28年度から平成30年度までに、第 2 次審査に移行した案件は 6 件である。これらの案件のうち、法学的・経済学的な観点からの分析や評価が必要な案件では、法律・経済に関する専門的知識を活用しながら企業結合審査を行っている。海外の競争当局との間では、国際会議や定期的な意見交換の場を利用した知見の共有のほか、国内外の市場に影響を与えるような国際的な企業結合案件は、当該企業結合案件が競争に与える影響の考え方や問題解消措置の情報交換を個別に行っている。このように当委員会内での専門的知識を活用し、外部専門家からこれらの情報を取得する費用や時間を削減している。また、海外当局の情報を活用することによって、国際的に調和の取れた適切な審査を迅速に行っている。第 2 次審査の案件は、効率的に企業結合審査が行われものと評価できる。

なお、第 1 次審査及び第 2 次審査は、目標値の期間内（第 1 次審査は「届出の受理後30日以内」、第 2 次審査は「全ての報告等の受理後90日以内」）に全ての案件が処理されている。

### (4) 総合的評価

ア 目標の達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

#### (イ) 判断根拠

評価期間中では、新たな取組として、四半期ごとの「届出一覧」を公表している。当該公表によって、企業結合審査に関する情報が、適時に事業者提供されている。また、企業結合の審査結果及び事例集では、経済分析の過程や結果を記載するなどして、解説の充実化が図られている。これらの取組は、企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を向上させている。

企業結合計画の届出を受理した案件は、届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き、全ての案件で目標値を達成しており、第1次審査の平均審査日数は12日である。また、平成30年度では、届出受理件数に占める禁止期間の短縮を行った件数の割合は、76%に達しており、公正取引委員会は申出のあった案件全て(100%)で禁止期間の短縮を行った。

その他の指標をみると、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」は、6,000件以上で推移している。

「企業結合審査によって保護された消費者利益額」は、700億円以上で推移している。

以上のことから、企業結合の迅速かつ的確な審査が、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。

#### イ 施策の分析

評価期間中の新たな取組や測定指標を通じて評価すれば、本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり、また、その活動は効率的であったと評価できる。

#### ウ 次期目標等への反映の方向性

##### (ア) 施策

引き続き、企業結合について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。

表5のとおり、禁止期間の短縮を行った件数の増加及び100%に近い達成率は、公正取引委員会が、迅速に企業結合審査を行ったことの現れであると考えられるが、企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから、引き続き重点を置く必要がある。

今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに、事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。事例集では、一般国民への影響が大きい

案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなどの記載案件の選択も含め、事業者のニーズに合った事例集となるよう、掲載内容の充実に努める。

(イ) 測定指標

本件取組では、10の測定指標を設定しているが、客観的な評価を行うには多面的な測定指標を活用する必要があるため、各指標とも維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会での各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 事例集がより広く利用される方策を探ってはどうか。          (事例集の主な閲覧者は、企業結合事案を扱う弁護士や、大手事業者の法務担当者であり、引き続き、これら弁護士等の集まる場でその内容を積極的に周知していく旨回答した。)</p> <p>○ 各案件の審査に当たって、どのような資料や情報があれば、迅速な判断に資するかなどの情報を公正取引委員会ウェブサイトに掲載してはどうか。それにより、事業者にとって参照するメリットがあるほか、公正取引委員会にとっても審査業務の負担軽減に役立つと考えられる。          (「企業結合審査の手続に関する対応方針」に必要な情報を掲載している。引き続き、同方針の周知を行いたい旨回答した。)</p>	<p>中村委員</p>
<p>○ 事例集は、事業者にとって参考になる情報を多く含んでおり、引き続きその内容の充実を図っていただきたい。</p>	<p>多田委員</p>
<p>○ 事例集は、一つのファイルで公正取引委員会ウェブサイトに掲載されている。企業結合事例の案件ごとの掲載に変更することで、どの案件にアクセス数が多いかをみるのが可能となり、閲覧者がどの案件に関心を持っているのか把握することが可能となる。          (今後検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>小林委員</p>
<p>○ 弁護士会等向けに事例集の説明会を実施しているのであれば、その参加者数を測定指標に入れてはどうか。          (説明会の開催件数や参加者数を測定指標に追加することを今後検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>池谷委員</p>

# 令和元年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添2-1

(公正取引委員会1-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処					
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。					
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。また, 優越的地位の濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	244,544	243,798	217,096	204,715
		補正予算(b)	0	-144	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	244,544	243,654		
執行額(千円)	187,178	193,009				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説					

測定指標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	相当程度進展あり
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	目標達成
		1.9か月	1.7か月	2.0か月	1.9か月	1.7か月		
	年度ごとの目標値	原則2か月以内						
	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	相当程度進展あり
		別紙2のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	優越的地位濫用事件の平均処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	目標達成
		45日	47日	36日	41日	48日		
	年度ごとの目標値	原則50日以内						
	優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な対処状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	相当程度進展あり
		別紙3のとおり。						
	年度ごとの目標値							

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については、平成28年度から平成30年度における事件処理において、それぞれ、11件、13件、8件の法的措置を採ったところ、平成26年度、27年度の法的措置件数(それぞれ10件、9件)と比較して横ばいとなっている。一方で、平成28年度から平成30年度までの間においては、平成29年度及び平成30年度には、デジタルプラットフォーム等IT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事件に積極的に取り組み、違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した事件がそれぞれ1件、3件あったこと、3年度にわたり、それぞれ10件、3件、3件の警告を行ったこと、平成29年度には1件の刑事告発を行ったこと、また、各年度において、約749億円、約654億円及び約29億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから、3年度を通してみれば、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより、これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって、本指標については、相当程度進展があったものと評価できる。</p> <p>3品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間は、各年度において目標である原則2か月以内を達成した。</p> <p>また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処状況としての注意件数は、年々減少しているものの、申告件数が大幅に減少していることを踏まえれば、独占禁止法への理解が高まり独占禁止法違反につながるおそれのあるコスト割れ販売が減少したこともあるものと推測され、相当程度進展があったものと考えられる。</p> <p>優越的地位濫用事件の平均処理期間は、各年度において目標である原則50日以内を達成した。注意件数も、年々増加しており、相当程度進展があったものと考えられる。</p> <p>以上のとおり、平成28年度から平成30年度にかけて、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講じることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処や優越的地位濫用事件の効率的かつ効果的な対処を行っていることから、独占禁止法違反行為を排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>法的措置の件数それ自体はおおむね横ばいであるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置やそれに限らない形で柔軟に競争上の問題を解消させたこと、不当廉売事案について、その処理期間が短縮されていること、優越的地位濫用事件について、目標処理期間を達成しつつ注意件数が年々増加していること等、測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できると考えられる。</p> <p>法的措置を採った全事件の平均事件処理期間について、前回の平成28年度の政策評価において、平成27年度において平均処理期間が約20か月と大幅に長期化したことの要因として、直接訴訟制度の移行に伴いより慎重な立証を行わざるを得なかったことが原因であると分析し、この点について、適切な立証水準の見極めとより効率的な事件審査の必要性を課題としていたが、平成28年度以降の平均処理期間は、平成27年度と比べて大幅に短縮しており、より効率的な事件審査や意見聴取手続を行ったと評価できると考えられる。</p> <p>また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が短縮し、効率化していることから、今後も、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。</p> <p>さらに、優越的地位濫用事件については、目標処理期間を達成しつつ、注意件数が年々増加していることから、今後も、より一層、効率的かつ効果的な処理に努めていく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処、優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的な対処を推進し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。</p> <p>【測定指標】</p> <p>引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、現在の目標を維持することとする。</p> <p>また、平成30年12月30日に施行された「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(TPP整備法)により、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続(以下「確約手続」という。)が導入され、今後は同手続による事件処理も行われるようになることが見込まれる。そのため、確約手続による事件処理件数や保護された消費者利益額を実績値に加えていくこととする。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案処理の迅速性を強調するのではなく、公正取引委員会が行った判断の「妥当性」を評価してはどうか。例えば、何らかの「適切な価格設定」といえる水準を想定し、そのような行動が関連する事業者でとられているかどうかを、事後のヒアリング等で確認してはどうか。(中村委員)</li> <li>(通常、排除措置命令等を行うことで、事業者が違反行為を取りやめるため、その後の事業者の行動等を確認していない。今年度、官房総務課と協力しながら、特定の事件で法執行が市場に与えた影響を把握する取組を行っている旨回答した。)</li> <li>・日刊新聞の報道量は、何を測定するための測定指標なのか。何か目的があり、それを測るための指標であると思うので、その目的を評価に記載してはどうか。(田辺委員)</li> <li>(意見を踏まえ、実績評価書14頁「(エ)まとめ」27行目ないし30行目に加筆を行った。)</li> <li>・フリーランスで働く人が増えると、今までは労働法で守られてきたような人が守られなくなる。その際により重要になるのは競争法の役割だと思うので、そうした人たちに対して独占禁止法等の競争法の情報を積極的に周知することで、申告件数を増加させられるのではないかと。(小林委員)</li> <li>(フリーランスの取引で独占禁止法上問題となり得る行為として優越的地位の濫用が挙げられる。優越的地位の濫用の被害者は独占禁止法違反と認識していたとしても報復を恐れて申告をしない場合があるもの、フリーランスの取引は独占禁止法の問題となり得ることを引き続き周知していきたい旨回答した。)</li> <li>・事業者が、違反行為の認定に納得をしたのか、又は違反行為の認定に納得せずに審判や取消訴訟を提起したのか、その違いを分析することで公正取引委員会の判断の妥当性を検証してはどうか。(池谷委員)</li> <li>(把握している限り、そもそも違反行為に当たらないとして、事業者が審判又は取消訴訟を提起した事案はそれほど多いわけではないと承知している旨回答した。)</li> </ul>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成28年度から平成30年度)</p> <p>(注) 前記資料は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>管理企画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>管理企画課長 品川 武</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成31年4月～令和元年6月</p>
--------------	--------------	----------------------------	--------------------	-----------------	-----------------------

	施策の進捗状況(実績)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
測定指標 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。
	申告件数(小売業(注1)に係る不当廉売申告及び優越的地位濫用事件申告を除く。)[1,004件]	① 同左[944件]	① 同左[939件]	① 同左[955件]	① 同左[750件]
	② 事件処理件数(法的措置)[10件]	② 同左[9件]	② 同左[11件]	② 同左[13件]	② 同左[8件]
	③ 事件処理件数(警告)[1件]	③ 同左[6件]	③ 同左[10件]	③ 同左[3件]	③ 同左[3件]
	④ 事件処理件数(注意(注2))[55件]	④ 同左[56件]	④ 同左[38件]	④ 同左[40件]	④ 同左[39件]
	⑤ 対象事業者数(法的措置)[132名]	⑤ 同左[39名]	⑤ 同左[51名]	⑤ 同左[41名]	⑤ 同左[46名]
	⑥ 対象事業者数(警告)[5名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[11名]	⑥ 同左[3名]	⑥ 同左[3名]
	⑦ 課徴金額[171億4303万円]	⑦ 同左[85億1076万円]	⑦ 同左[91億4301万円(注7)]	⑦ 同左[18億9210万円]	⑦ 同左[2億6111万円]
	⑧ 課徴金納付命令等の対象事業者数[128名]	⑧ 同左[31名]	⑧ 同左[32名(注7)]	⑧ 同左[32名]	⑧ 同左[18名]
	⑨ 一事業者当たりの課徴金額[1億3392万円]	⑨ 同左[2億7454万円]	⑨ 同左[2億8571万円(注8)]	⑨ 同左[5912万円]	⑨ 同左[1450万円]
	⑩ 刑事告発件数[0件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[0件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[0件]
	⑪ 課徴金減免申請件数[61件]	⑪ 同左[102件]	⑪ 同左[124件]	⑪ 同左[103件]	⑪ 同左[72件]
	⑫ 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数(注3)[4件]	⑫ 同左[7件]	⑫ 同左[9件]	⑫ 同左[11件]	⑫ 同左[7件]
	⑬ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間[約15か月(うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間)](注4)	⑬ 同左[約20か月(同左約3か月)]	⑬ 同左[約15か月(同左約2か月)]	⑬ 同左[約17か月(同左約2か月)]	⑬ 同左[約12か月(同左約2か月)]
	⑭ ⑮ 日刊新聞の報道量(注5)[5,505行]	⑭ 同左[6,450行]	⑭ 同左[6,077行]	⑭ 同左[6,684行]	⑭ 同左[5,595行]
⑮ 法的措置によって保護された消費者利益額(注6)[約1164億円]	⑮ 同左[約346億円]	⑮ 同左[約749億円]	⑮ 同左[約654億円]	⑮ 同左[約29億円]	
年度ごとの目標値	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらを排除するとともに、独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与する。				

(注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

(注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。

(注3) 平成28年5月31日以前に課徴金減免制度に係る申請を行い、同制度の適用を受けた事業者のうち、適用を受けたことを公表することを申し出た事業者及び平成28年6月1日以降に同制度に係る申請を行った事業者のうち、同制度の適用を受けた事業者については、当該事件の報道発表において免除の事実又は減額の率を公表している。また、課徴金減免制度に係る申請の時期に関わらず、同制度に係る申請を行った事業者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない事業者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない事業者のうち、公表することを申し出た事業者を公表している。

(注4) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。

(注5) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注6) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることで推計している。なお、「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。

(注7) 課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数については、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項(課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整。以下「罰金調整」という。)に基づく決定後の数字である。

(注8) 罰金調整後の課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数に基づいて計算した数字である。

	施策の進捗状況(実績)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
測定指標 酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対応状況	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対応した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対応した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対応した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対応した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対応した。
	小売業に係る不当廉売申告件数 ① [5,620件]	① 同左[5,210件]	① 同左[5,966件]	① 同左[4,482件]	① 同左[2,617件]
	小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[982件]	② 同左[841件]	② 同左[1,155件]	② 同左[457件]	② 同左[227件]
年度ごとの目標値	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対応する。				

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な対処状況	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>優越的地位濫用①事件に係る申告件数[262件]</p> <p>優越的地位濫用②事件における注意件数[47件]</p>	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>① 同左[177件]</p> <p>② 同左[50件]</p>	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>① 同左[195件]</p> <p>② 同左[46件]</p>	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>① 同左[141件]</p> <p>② 同左[48件]</p>	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>① 同左[253件]</p> <p>② 同左[56件]</p>
年度ごとの目標値	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。				

## 実績評価書資料

担当課 管理企画課

**1. 評価対象施策****独占禁止法違反行為に対する措置等**

独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

**【具体的内容】**

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。

**2. 施策の目標（目標達成時期）**

独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに，酒類，石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。また，優越的地位の濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 28 年度～平成 30 年度）。

**3. 評価の実施時期**

平成 31 年 4 月～令和元年 6 月

**4. 評価の観点**

- (1) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

**5. 施策の実施状況**

- (1) 独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況

公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

## ア 申告件数

平成28年度から平成30年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数（小売業に係る不当廉売申告及び優越的地位濫用事件に係る申告を除く。）はそれぞれ表1のとおりである。寄せられた申告については、情報として整理・蓄積するとともに、その中から有益な情報を選別し、追加的に必要な補足調査を行うなど適切な処理を行うことにより、審査事件の端緒につなげている。

表1 申告件数の推移（小売業に係る不当廉売申告及び優越的地位濫用事件に係る申告を除く。）  
（単位：件）

年度	28年度	29年度	30年度
申告件数	939（▲0.5%）	955（1.7%）	750（▲21.5%）

（注）（ ）内は対前年度増加率である。

## イ 事件処理の状況

（ア）平成28年度から平成30年度の事件処理の状況（不当廉売事案で迅速処理<sup>（注）</sup>により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。）は、表2のとおりである。

（注） 申告（独占禁止法第45条第1項に基づく事実の報告）のあった小売業に係る不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理を「迅速処理」という。

表2 事件処理件数（小売業に係る不当廉売事案で迅速処理により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。）  
（単位：件，名）

年度	28年度	29年度	30年度
事件処理件数	82（12.3%）	70（▲14.6%）	64（▲8.6%）
法的措置	11（22.2%）	13（18.2%）	8（▲38.5%）
終了（違反認定）	1（－）	1（0.0%）	0（▲100.0%）
警告	10（66.7%）	3（▲70.0%）	3（0.0%）
注意	38（▲32.1%）	40（5.3%）	39（▲2.5%）
打切り	22（100.0%）	13（▲40.9%）	14（7.7%）
対象事業者等の数	62（37.8%）	44（▲29.0%）	49（11.4%）
法的措置	51（30.1%）	41（▲19.6%）	46（12.2%）
警告	11（83.3%）	3（▲72.7%）	3（0.0%）

（注1）（ ）内は対前年度増加率である。

（注2） 「法的措置」とは、独占禁止法に違反する行為が認められた場合に、当該違反行為を排除するために必要な措置を命じる排除措置命令及び課徴金の対象となる独占禁止法違反行為について課徴金を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令である。1つの事

件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注3) 「警告」とは、法的措置を採るに足る証拠が得られないが、独占禁止法の規定に違反する疑いがある場合等に行う措置をいう。

(注4) 「注意」とは、独占禁止法の規定に違反する行為の存在を疑うに足る証拠は得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置をいう。

(注5) 「打ち切り」とは、独占禁止法に違反する行為が認められない等により審査を打ち切ることをいう。

(イ) 平成28年度から平成30年度に処理した事件を行為類型別にみると、表3及び表4のとおりである。

表3 違反被疑行為類型別内訳（小売業に係る不当廉売事案で迅速処理により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。）

（単位：件）

内容		28年度		29年度		30年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
私 的 独 占		0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%
カ ル テ ル 等	価格カルテル（注1）	4	4.9%	5	7.1%	14	21.9%
	入札談合	5	6.1%	5	7.1%	4	6.3%
	受注調整	4	4.9%	6	8.6%	3	4.7%
	その他のカルテル（注2）	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	15	18.3%	16	22.9%	21	32.8%
不公正な取引方法（注3）		65	79.3%	50	71.4%	37	57.8%
そ の 他（注4）		2	2.4%	4	5.7%	5	7.8%
合 計		82	100%	70	100%	64	100%

(注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

(注2) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

(注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能又は活動の不当な制限等である。

表4 法的措置の違反行為類型別内訳

(単位：件)

内容		28年度		29年度		30年度	
			構成比		構成比		構成比
私 的 独 占		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
カ ル テ ル 等	価格カルテル（注1）	1	9.1%	1	7.7%	1	12.5%
	入札談合	5	45.5%	5	38.5%	3	37.5%
	受注調整	3	27.3%	5	38.5%	3	37.5%
	その他のカルテル（注2）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	9	81.8%	11	84.6%	7	87.5%
不公正な取引方法（注3）		2	18.2%	1	7.7%	1	12.5%
そ の 他（注4）		0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%
合 計		11	100%	13	100%	8	100%

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。  
また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3） 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

（注4） 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能又は活動の不当な制限等である。

また、各年度において法的措置を採った事件及び警告を行った事件の概要は次のとおりである。

a 平成28年度

壁紙の販売業者による価格カルテル事件、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件など入札談合事件5件、東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者による受注調整事件など受注調整事件3件、キャンプ用品の再販売価格の拘束事件、農業協同組合による拘束条件付取引事件について法的措置を採ったほか、証券会社による欧州国債に係る受注調整事件、義務教育諸学校で使用する教科書の発行者による不当な利益による顧客誘引事件9件について警告を行った。

b 平成29年度

ハードディスクドライブ製造業者向けサスペンションの製造販売業者による価格カルテル事件、東京都が発注する個人防護具の入札談合事件など入札談合事件5件、東日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者による受注調整事件など受注調整事件5件、農業協同組合による取引条件の差別取扱い事件、LPガス協会による一定の事業分野におけ

る事業者の数の制限事件について法的措置を採ったほか、電力会社による差別対価事件、食品スーパーを営む小売業者による野菜の不当廉売事件2件について警告を行った。

また、電子商店街の出品者との取引における拘束条件付取引事件では、審査の過程において、違反被疑事業者から改善措置の申出がなされたところ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。

#### c 平成30年度

近畿地区に店舗を設置する百貨店業者による優待ギフト送料の額のカルテル事件、宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札等の談合事件など入札談合事件3件、全日本空輸株式会社が発注する制服の販売業者による受注調整事件など受注調整事件3件、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事に係る取引における競争者に対する取引妨害事件1件について法的措置を採ったほか、岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件など優越的地位の濫用事件2件、タクシー事業協同組合による拘束条件付取引事件について警告を行った。

また、民泊事業者と民泊サービス仲介サイトの運営事業者との取引における排他条件付取引事件などデジタルプラットフォーム等のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事件3件では、審査の過程において、違反被疑事業者から改善措置の申出がなされたところ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。

#### ウ 課徴金納付命令の状況

課徴金額等の推移は、表5のとおりである。

表5 課徴金額等の推移

年度	28年度	29年度	30年度
課徴金額（万円）	914,301	189,210	26,111
対象事業者数（名）	32	32	18
一事業者当たりの課徴金額（万円）	28,571	5,912	1,450

#### エ 刑事告発の状況

公正取引委員会は、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

平成29年度においては、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、平成30年3月23日、土木工事の請負業等を営む法人4社及び4社のうち2社の中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していた者2名を、検事総長に告発した。

東京地方検察庁は、平成30年3月23日に起訴し、同年10月22日、東京地方裁判所において、被告会社2社に対し、1億8000万円から2億円の罰金の有罪判決が出された。

表6 刑事告発件数 (単位:件,名)

年度	28年度	29年度	30年度
告発件数	0	1	0
対象事業者数	0 (0)	4 (6)	0 (0)

(注) 対象事業者数欄の( )内は個人を含めた対象者数である。

#### オ 課徴金減免申請の状況

平成28年度から平成30年度における課徴金減免申請の件数は表7のとおりであり、また、平成28年度、平成29年度及び平成30年度に法的措置を採った入札談合、価格カルテル等それぞれ9件、11件、7件について、当該制度が適用されたことが公表されている。

表7 課徴金減免申請件数等の推移 (単位:件,名)

年度	28年度	29年度	30年度
申請件数	124	103	72
入札談合・価格カルテル等の法的措置件数	9	11	7
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数	9	11	7
課徴金減免制度の適用が公表された事業者数	28	35	21

#### カ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

平成28年度から平成30年度において法的措置を採った全事件の平均事件処理期間は表8のとおりである。

なお、平成27年4月に施行された独占禁止法改正法により意見聴取手続の制度が導入されたところ、意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間はいずれの年度においても約2か月であった。

表8 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

年度	28年度	29年度	30年度
平均事件処理期間	約15か月 (約2か月)	約17か月 (約2か月)	約12か月 (約2か月)

(注) ( )内は、平均事件処理期間のうち、意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間である。

キ 日刊新聞の報道量

平成28年度から平成30年度に法的措置等を探り、当該措置内容等について公表した事件に係る日刊新聞の報道量は、表9のとおりである。

表9 日刊新聞の報道量 (単位:行)

	28年度		29年度		30年度	
	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量
告発	—	—	2,072	2,072	—	—
法的措置	3,375	307	2,325	332	3,444	689
終了 (違反認定)	55	55	55	55	—	—
警告	2,647	1,324	738	369	345	173
注意	—	—	435	435	—	—
打切り	—	—	1,059	1,059	1,806	602
合計	6,077	434	6,684	514	5,595	560

(注1) 公正取引委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。

(注2) 新聞の1段は約70行である。

(注3) 「公表1件当たりの平均報道量」とは、公正取引委員会が公表した法的措置等に係る日刊新聞の報道量を公表回数で除したものである。

(注4) 表中の「—」は、公正取引委員会が把握しているものの中に該当する報道が含まれていないことを示す。

ク 法的措置によって保護された消費者利益額

平成28年度から平成30年度までにカルテル・入札談合・受注調整等に対して法的措置を採った各事件の市場規模は各年度でそれぞれ年間約2497億円、約2180億円及び約98億円である。これら事件について、法的措置が採られなければ、問題となった一定の取引分野における商品又は役務の10%の

価格引上げが3年間継続して行われることとなったと仮定すると、法的措置を採ったことにより、少なくとも、平成28年においては約749億円、平成29年度においては約654億円、平成30年度においては約29億円の相当する消費者利益が保護されたと推定<sup>(注)</sup>される。

なお、平成29年度及び平成30年度では、前記(イ) b及びcのとおり、デジタルプラットフォーマー等のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事件の審査の過程において、違反被疑事業者から改善措置の申出がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した事件がそれぞれ1件、3件あった。これら事案で保護された消費者利益も考慮すると、公正取引委員会において市場規模を把握していないものはあるが、この2年度において実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より大きなものであると考えられる。

(注) 消費者利益は、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。

消費者利益を推定するに当たっては、厚生損失（デッドウェイトロス〔死荷重損失〕ともいう。消費者が、カルテル等による価格高騰のために商品の購入を断念せざるを得なくなるといふ損失のこと。）を消費者利益とする考え方もあるが、本推定においては、消費者から事業者が得た不当な利得を消費者利益としている。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に基づいて算出している。

表10 法的措置によって保護された消費者利益額（推定）の推移（単位：億円、件）

年度	28年度	29年度	30年度
保護された消費者利益（推定）	約749	約654	約29
測定対象とした法的措置件数	11	13	8

(2) 酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間

不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品（以下「3品目」という。）の小売業における事案の処理においては、申告のあった事案に関して全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としているところ、3品目に係る不当廉売事案について、平成28年度

から平成 30 年度における平均処理期間は、表 11 のとおりであった。

表 11 3 品目の小売業における不当廉売事件の処理状況

年度	28 年度	29 年度	30 年度
平均処理期間	2.0 か月	1.9 か月	1.7 か月
2 か月以内に処理した案件の割合	82.9%	86.3%	91.4%

(3) 酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況

平成 28 年度から平成 30 年度における酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売申告件数及び注意件数は、表 12-1 のとおりであった。

また、平成 28 年度から平成 30 年度における小売業に係る不当廉売事案の迅速処理による注意の内訳については、表 12-2 のとおりであった。

表 12-1 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事案の迅速処理（注意）の状況  
(単位：件)

年度	28 年度	29 年度	30 年度
小売業に係る不当廉売申告件数	6,090 (16.9%)	4,482 (▲26.4%)	2,617 (▲41.6%)
不当廉売事案における注意件数 (迅速処理によるもの)	1,155 (37.3%)	457 (▲60.4%)	227 (▲50.3%)

(注 1) ( ) 内は対前年度増加率である。

(注 2) 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表 12-2 小売業に係る不当廉売事案の迅速処理（注意）の内訳  
(単位：件)

年度	酒類	石油製品	家電用 電気製品	その他	合計
28 年度	420	732	1	2	1,155
29 年度	96	352	4	5	457
30 年度	22	194	0	11	227

(4) 優越的地位濫用事件の平均処理期間

平成 21 年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を設置し、優越的地位濫用事案に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。優越タスクにおける事案の処理においては、目標処理期間を原則 50 日以内としているところ、優越タスクにおいて処理した優越的地位濫用事案について、平成 28 年度から平成 30 年度における平均処理期間は、表 13 のとおりであっ

た。

表 13 優越的地位濫用事件の平均処理期間

年度	28 年度	29 年度	30 年度
平均処理期間	36 日	41 日	48 日
50 日以内に処理した案件の割合	65.2%	68.8%	57.1%

(5) 優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な対処状況

平成 28 年度から平成 30 年度における優越的地位濫用事件に係る申告件数及び優越タスクにおける注意件数は、表 14-1 のとおりであった。

また、平成 28 年度から平成 30 年度の優越タスクにおける注意事項の行為類型を取引形態別にみると、表 14-2 のとおりであった。

表 14-1 優越的地位濫用事件に係る申告件数及び優越タスクにおける処理（注意）の状況  
（単位：件）

年度	28 年度	29 年度	30 年度
優越的地位濫用事件に係る申告件数	195 (10.2%)	141 (▲27.7%)	253 (79.4%)
優越タスクにおける注意件数	46 (▲8.0%)	48 (4.3%)	56 (16.7%)

(注) ( ) 内は対前年度増加率である。

表 14-2 優越タスクにおける注意事項の行為類型一覧（平成 28 年度から平成 30 年度の合計）  
（単位：件）

	冠婚葬祭業者に対する納入等取引	小売業者に対する納入取引	物流取引	宿泊業者に対する納入等取引	卸売業者に対する納入取引	飲食業者に対する納入等取引	その他の取引	合計
購入・利用強制	10	11	11	14	3	1	5	55
協賛金等の負担の要請	7	33	1	4	8	0	6	59
従業員等の派遣の要請	1	55	1	0	1	0	1	59
その他の経済上の利益の提供の要請	6	4	8	4	0	1	5	28
返品	1	10	0	0	1	0	1	13

支払遅延	0	2	15	1	0	0	0	18
減額	0	7	22	1	1	0	1	32
取引の対価の一方的決定	0	2	4	0	0	0	1	7
不当な給付内容の変更及びやり直し	0	0	9	0	0	0	0	9
その他	1	0	9	0	0	0	1	11
合計	26	124	80	24	14	2	21	291

※ 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、3年度の優越タスクにおける注意件数の合計（150件）と行為類型の内訳の合計数（291件）とは一致しない。

## 6. 評価

### (1) 必要性

#### ア 独占禁止法違反事件の処理

公正かつ自由な競争を維持・促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするため、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合・受注調整）、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正かつ的確な運用は必要不可欠である。

#### イ 小売業に係る不当廉売事件の処理

酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及び、公正かつ自由な競争を阻害する可能性があることから、その前に迅速な処理を行う必要がある。また、大規模な小売業者による廉売又は繰り返し行われている廉売であって周辺の小売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、当該廉売を排除し、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、周辺の小売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事件については厳正に対処する必要がある。

#### ウ 優越的地位濫用事件の処理

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える優越的地位の濫用は、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものである。また、広く中小事業者が取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすいことから、効率的かつ効果的な調査を通じて違反行為の未

然防止や早期是正のための措置を講じていく必要がある。

## (2) 有効性

### ア 独占禁止法違反事件の処理

#### (7) 事件処理の状況

独占禁止法違反事件への対処として、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為が認められた場合には法的措置を、違反行為の疑いがある場合等には警告を、また、違反につながるおそれがある行為がみられた場合には注意を行っている。法的措置は、当該違反行為の破棄及び再発防止のための措置を命じるものであり、直接、公正かつ自由な競争を促進させるものである。一方、警告は関係事業者等に対し、その行為を取りやめること等を文書で指導し、公表を行うものであり、また、注意は、違反行為を未然に防ぐため、事業者に対し独占禁止法の趣旨を説明し、理解させた上で行っているものであることから、警告又は注意であっても、公正かつ自由な競争の維持・促進に資するものであるといえる。

平成28年度ないし平成30年度における事件処理の状況は、表2のとおりである。これら3年度の間では、平成30年度の法的措置の件数が最も少ないが、その要因の1つとして、民泊サービス仲介サイト、ペット仲介サイトとスマートフォンという様々なIT・デジタル関連分野で、事業者による単独行為事件に積極的に取り組んでいるところ、こうした事件において、平成30年度には、審査の過程において違反被疑事業者から改善措置の申出がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した事件が3件あったためであると考えられる。

これらの事案は、競争上の問題が解消する措置が採られているという点では、法的措置と同程度の効果があったと考えられる。平成30年12月30日からは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下「TPP整備法」という。）により、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続（以下「確約手続」という。）が導入されているところであり、今後は同手続による事件処理も行われるようになることが見込まれる。

また、法的措置件数の内訳を見ると、表4のとおり、いずれの年度も、価格カルテルや受注調整等の案件が半数以上を占めているものの、その分野は、住宅等の壁紙、ハードディスクドライブに用いられる部品、ギフト送料といった国民生活に密接に関連した商品に関する違反行為に対して措置を採ったものであった。

平成29年度には約22年ぶりとなる事業者団体による事業者の数の制限

事件に関して法的措置を採ったほか、平成30年度には公共入札に係る競争者に対する取引妨害事件について措置を採るなど、多様な事件審査を行っている。このような多様な事件の処理を行うことにより、幅広い分野に警鐘を鳴らすこととなり、違反行為の未然防止の観点からも有効である。

(イ) 課徴金納付命令の状況

平成28年度から平成30年度における課徴金納付命令の状況は、表5のとおりである。違反事業者等に対し相応の金銭的不利益を課すことは、カルテル等の違反行為の未然防止に有効であるところ、平成16年度以降平成27年度までのほとんどの年度において100億円を超えて推移していたが、平成28年度においては91億4301万円、平成29年度においては18億9210万円、平成30年度においては2億6111万円となっており、直近2年度は大きく課徴金額が減少した。課徴金は違反行為期間中の対象商品若しくは役務の売上高又は購入額に事業者の規模や業種ごとに決められた算定率を乗じて算出するところ、1事件当たりの市場規模が小さかったこと、適用される算定率が小さかったこと、違反行為期間が短かったことが、課徴金額が減少した理由と考えられる。

他方、3年間の課徴金額の多寡のみで審査活動の有効性を評価することは適当ではないと考えられ、平成29年度及び平成30年度に課徴金の対象となった法的措置の件数は、それ以前の年度と比べて大きく減少しておらず、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整事件に対して厳正に対処したといえる。また、違反行為期間が短かった事案に関していえば、公正取引委員会による立入検査や他の事件における法的措置を契機として違反行為が取りやめられたために短期間となったものであり、これは、公正取引委員会による取組が違反行為の早期是正に有効であったことを示しているものと考えられる。

(ウ) 刑事告発の状況

公正取引委員会が積極的に刑事告発を行うことは、事業者への警鐘にもなることから、独占禁止法違反行為の未然防止につながり、公正かつ自由な競争を促進する上で有効といえるところ、前記5(1)エのとおり、平成29年度には、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、刑事告発を行っている。本件は、我が国を代表する総合建設業者の行為であった。また、違反行為の対象となった工事は、全国新幹線鉄道整備法に基づく、中央新幹線の工事であり、かつ、財政投融资資金による貸付の対象とされているなど、高度に公共的な財・サービスに関する事件であり、国民生活に広範な影響を与える悪質、重大事案であった。

## (I) まとめ

平成 28 年度ないし平成 30 年度において、前記(ア)ないし(ウ)のとおり、限られた人員の中で、国民生活に密接な関連を有する分野の事件や消費者に身近な商品の事件等について法的措置等を探るとともに、公共入札に係る競争者への取引妨害など多様な事件審査を行ってきた。また、IT・デジタル関連分野では、平成 28 年度に情報提供窓口を設置し、積極的な審査活動を行ったほか、審査の過程で事業者から改善措置の申出がなされ、合計 4 件の審査を終了した。

違反行為が排除されたことによって、違反行為が継続されていれば消費者が価格引上げ等によって失っていたであろう利益が保護されたと考えられるところ、表 10 のとおり、平成 28 年度から平成 30 年度において、少なくとも約 749 億円、約 654 億円及び約 29 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。そして、平成 29 年度及び平成 30 年度には、事業者から改善措置の申出がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した事案がそれぞれ 1 件、3 件あったこと、警告、違反認定を行ったが法的措置を採らなかった案件を含め、公正取引委員会が独占禁止法違反行為等に対し厳正に対処したことにより、排除措置命令等の対象となった事業者以外にも、カルテル・入札談合等を行わないようコンプライアンス意識を高めた事例が存在すると考えられることから、実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より相当程度大きなものであると考えられる。

また、法的措置等の事案の内容を公表した結果、表 9 のとおり、日刊新聞の報道量及び公表 1 件当たりの平均報道量は、平成 28 年度では 6,077 行及び 434 行、平成 29 年度では 6,684 行及び 514 行、平成 30 年度では 5,594 行及び 560 行であった。平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、全体の報道量及び公表 1 件当たりの平均報道量は、5,500 行及び 400 行以上でそれぞれ推移している。このように、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して措置を採り、当該措置内容等を公表することは、独占禁止法違反行為や措置の内容が広く社会に認知されることによって、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与すると考えられる。

以上から、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、本件取組については、社会的ニーズに対応しつつ、独占禁止法違反行為に対して厳正かつ積極的に実施されており、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できる。

## イ 小売業における不当廉売事件の処理

前記 6 (1)イのとおり、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返す傾向

があり、迅速な処理が中小事業者に対する不当廉売の悪影響の広がりを未然に防止し、公正かつ自由な競争の維持・促進に有効であるといえる。このため、3品目の小売業における不当廉売事案については、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は表11のとおり、平成28年度においては2.0か月、平成29年度においては1.9か月、平成30年度においては1.7か月であり、いずれの年度においても目標が達成された。

また、小売業に係る不当廉売の注意件数が、表12-2のとおり、平成28年度は1,155件、平成29年度は457件、平成30年度は227件と期間中約80%減少している点については、主要な端緒源である申告の件数が表12-1のとおり減少していることに主に起因するものであると考えられる。これは、3品目の1つである酒類に関して、改正酒類業組合法の施行及び酒類の公正な取引に関する基準の策定・施行を契機として、酒類販売業者の遵法意識が高まったことが要因の1つであると考えられる。

ただし、申告件数の減少率(平成28年度6,090件→平成30年度2,617件。約57%減。)よりも注意件数の減少率の方が大きくなっている。これは、長年にわたる不当廉売事件への取組の結果、小売業者の間で独占禁止法への理解が高まったことなどにより、独占禁止法違反につながるおそれのあるコスト割れ販売が減少したことが一つの要因であると推測され、また、これが申告件数の減少にもつながっていると考えられる。

以上のことから、3品目の小売業における不当廉売事件についての迅速な処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できる。

#### ウ 優越的地位濫用事件の処理

優越的地位の濫用は、広く中小事業者が濫用行為の対象となるものであり、経済の好循環を中小企業や地域社会に確立させる妨げになるものであることから、効率的かつ効果的な処理が、中小事業者が取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けることを抑止し、公正かつ自由な競争を維持・促進することに有効であるといえる。

このため、優越的地位濫用事件の処理については、目標処理期間を原則50日以内としているところ、平均処理期間は、表13のとおり、平成28年度においては36日、平成29年度においては41日、平成30年度においては48日であり、いずれの年度においても目標が達成された。

優越タスクにおける注意件数は、表14-1のとおり、平成28年度においては46件、平成29年度においては48件、平成30年度においては56件と年々増加しているほか、注意の対象となった取引形態及び行為類型は、表14-2のとおり多岐にわたっている。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った事案について、関係事業者の

取引先事業者からヒアリングを行うなどフォローアップ調査を行っているところ、平成30年度に実施したフォローアップ調査6件のうち、5件において取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

さらに、平成30年度においては、岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、優越タスクにより審査を行い、警告・公表を行った。

このような優越タスクによる処理は、幅広い分野に警鐘を鳴らすこととなり、違反行為の未然防止の観点から有効である。

以上のことから、優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な処理は、中小事業者が取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けることを抑止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できる。

### (3) 効率性

#### ア 独占禁止法違反事件の処理

##### (7) 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合・受注調整事件について、違反事業者自らが違反事実を認めて申請を行うものであり、申請を足掛かりとして違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処理に資するものと考えられる。

平成28年度から平成30年度に法的措置を採った9件、11件、7件の全てのカルテル・入札談合・受注調整事件において、当該制度が適用された。

##### (4) 法的措置を採った全事件の平均処理期間

平成27年度に審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行するとともに、それまでの処分前手続を充実させるために、事前通知に代えて意見聴取手続が導入された。平均処理期間について、平成27年度と平成28年度から平成30年度とを比較すると、平成27年度は約20か月であったところ、平成28年度から平成30年度は、表8のとおり、それぞれ約15か月、約17か月及び約12か月となっており、それぞれ5か月、3か月、8か月短縮されている。

その要因について検討するに当たり、平均処理期間のうち、意見聴取手続開始から法的措置までの期間を比較すると、平成27年度は約3か月であったが、平成28年度から平成30年度においてはいずれの年度も約2か月であり、短縮された意見聴取手続の期間は約1か月であった。

平成28年度及び平成30年度は、短縮された意見聴取手続の期間以上に大きく平均処理期間が短縮されている。この2年度において特に平均処理期間が短かったのは、公正取引委員会に事件審査のノウハウが多く蓄積されている官公需の入札談合事件であり、また、それらの事件のうちいくつ

かは、法的措置の名宛人となった事業者が重複していた。こうしたことが平均処理期間を押し下げた側面はあると思われるものの、効率的な事件審査が行われたものと考えられる。

(ウ) 法的措置によって保護された消費者利益額

平成 28 年度から平成 30 年度における全ての措置（警告等を含む。）に要した費用<sup>(注)</sup>は平成 28 年度は約 47 億円、平成 29 年度及び平成 30 年度は約 48 億円であるところ、前記 5 (1) クのとおり、法的措置によって保護されたと推定される消費者利益は、約 749 億円、約 654 億円及び約 29 億円であり、平成 28 年度及び平成 29 年度においては、事件処理に要した費用を大幅に超えるものとなっている。

平成 30 年度は、法的措置によって保護されたと推定される消費者利益が過去 2 年度と比べると大幅に少なく、事件処理に要した費用を下回っているが、平成 30 年度には、審査の過程において違反被疑事業者から改善措置の申出がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した 3 件の事件の消費者利益額を考慮すると、平成 30 年度に保護された消費者利益は、同年に事件処理に要した費用を超えるものになっていると考えられる。

(注) 平成 28 年度から平成 30 年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員（非常勤職員を含む。）の人件費及び審査業務に係る経費。

(I) まとめ

前記 (ア) ないし (ウ) の状況から、本件取組は効率的であったと認められる。また、平成 29 年度及び平成 30 年度には、審査の過程で違反被疑事業者から改善措置の申出がなされ、違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した単独行為事案事件が合計 4 件あった。これらの事案は、競争上の問題が解消する措置が審査の過程で採られていることから、効率的な事件処理に資するものであったと評価できる。

法的措置を採った事件の処理期間については、適切な事件審査の遂行に支障を来さないようにすることに留意しつつ、今後、より一層の短縮に努めていくことが必要である。

イ 小売業に係る不当廉売事件の処理

小売業に係る不当廉売について、平均処理期間が平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 2.0 か月、1.9 か月、1.7 か月と短縮されている傾向にあることから、本件取組については効率的に行われたと評価できる。

ただし、平成 28 年度から平成 30 年度の各年度において、処理期間が 2 か月を超えた事案の割合が、それぞれ、約 17%、約 14%及び約 9%であり、

当該割合は減少傾向にあるものの、より一層の効率化に努めていくことが必要である。

#### ウ 優越的地位濫用事件の処理

優越的地位濫用事件について、注意件数が年々増加している中、各年度の平均処理期間が目標である 50 日以内を達成していることから、本件取組については効率的に行われたと評価できる。

ただし、平成 28 年度から平成 30 年度の各年度において、処理期間が 50 日を超えた事案の割合が、それぞれ、約 35%、約 31%及び約 43%となっており、より一層の効率化に努めていくことが必要である。

### (4) 総合評価

#### ア 目標達成度合いの測定結果

##### (7) 各行政機関の共通区分

相当程度進展あり

##### (1) 判断根拠

独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については、平成 28 年度から平成 30 年度における事件処理において、それぞれ、11 件、13 件、8 件の法的措置を採ったところ、平成 26 年度、27 年度の法的措置件数（それぞれ 10 件、9 件）と比較して横ばいとなっている。一方で、平成 28 年度から平成 30 年度までの間においては、平成 29 年度及び平成 30 年度には、デジタルプラットフォーム等の IT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事件に積極的に取り組み、違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した事件がそれぞれ 1 件、3 件あったこと、3 年度にわたり、それぞれ 10 件、3 件、3 件の警告を行ったこと、平成 29 年度には 1 件の刑事告発を行ったこと、また、各年度において、約 749 億円、約 654 億円及び約 29 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから、3 年度を通してみれば、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより、これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって、本指標については、相当程度進展があったものと評価できる。

3 品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間は、各年度において目標である原則 2 か月以内を達成した。

また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処状況としての注意件数は、年々減少しているものの、申告件数が大幅に減少していることを踏まえれば、独占禁止法への理解が高ま

り、独占禁止法違反につながるおそれのあるコスト割れ販売が減少したこともあるものと推測され、相当程度進展があったものと考えられる。

優越的地位濫用事件の平均処理期間は、各年度において目標である原則50日以内を達成した。注意件数も、年々増加しており、相当程度進展があったものと考えられる。

以上のとおり、平成28年度から平成30年度にかけて、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講じることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処や優越的地位濫用事件の効率的かつ効果的な対処を行っていることから、独占禁止法違反行為を排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。

## イ 施策の分析

前記のとおり、法的措置の件数それ自体はおおむね横ばいであるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置やそれに限らない形で柔軟に競争上の問題を解消させたこと、不当廉売事案について、その処理期間が短縮されていること、優越的地位濫用事件について、目標処理期間を達成しつつ注意件数が年々増加していること等、測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できると考えられる。

法的措置を採った全事件の平均事件処理期間について、前回の平成28年度の政策評価において、平成27年度において平均処理期間が約20か月と大幅に長期化したことの要因として、直接訴訟制度の移行に伴いより慎重な立証を行わざるを得なかったことが原因であると分析し、この点について、適切な立証水準の見極めとより効率的な事件審査の必要性を課題としていたが、平成28年度以降の平均処理期間は、平成27年度と比べて大幅に短縮しており、より効率的な事件審査や意見聴取手続を行ったと評価できると考えられる。

また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が短縮し、効率化していることから、今後も、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

さらに、優越的地位濫用事件については、目標処理期間を達成しつつ、注意件数が年々増加していることから、今後も、より一層、効率的かつ効果的

な処理に努めていく必要がある。

#### ウ 次期目標等への反映の方向性

##### (7) 施策

引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処、優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的な対処を推進し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。

##### (1) 測定指標

引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、現在の目標を維持することとする。

また、平成30年12月30日に施行されたTPP整備法により、独占禁止法違反に確約手続が導入され、今後は同手続による事件処理も行われるようになることが見込まれる。そのため、確約手続による事件処理件数や保護された消費者利益額を実績値に加えていくこととする。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会での各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 事案処理の迅速性を強調するのではなく、公正取引委員会が行った判断の「妥当性」を評価してはどうか。例えば、何らかの「適切な価格設定」といえる水準を想定し、そのような行動が関連する事業者でとられているかどうかを、事後のヒアリング等で確認してはどうか。</p> <p>(通常、排除措置命令等を行うことで、事業者が違反行為を取りやめるため、その後の事業者の行動等を確認していない。今年度、官房総務課と協力しながら、特定の事件で法執行が市場に与えた影響を把握する取組を行っている旨回答した。)</p>	中村委員
<p>○ 日刊新聞の報道量は、何を測定するための測定指標なのか。何か目的があり、それを測るための指標であると思うので、その目的を評価に記載してはどうか。</p> <p>(意見を踏まえ、実績評価書14頁「(エ) まとめ」27行目ないし30行目に加筆を行った。)</p>	田辺委員
<p>○ フリーランスで働く人が増えると、今までは労働法で守られてきたような人が守られなくなる。その際により重要になるのは競争法の役割だと思うので、そうした人たちに対して独占禁止法等の競争法の情報を積極的に周知することで、申告件数を</p>	小林委員

<p>増加させられるのではないか。</p> <p>（フリーランスの取引で独占禁止法上問題となり得る行為として優越的地位の濫用が挙げられる。優越的地位の濫用の被害者は独占禁止法違反と認識していたとしても報復を恐れて申告をしない場合があるものの、フリーランスの取引は独占禁止法の問題となり得ることを引き続き周知していきたい旨回答した。）</p>	
<p>○ 事業者が、違反行為の認定に納得をしたのか、又は違反行為の認定に納得せずに審判や取消訴訟を提起したのか、その違いを分析することで公正取引委員会の判断の妥当性を検証してはどうか。</p> <p>（把握している限り、そもそも違反行為に当たらないとして、事業者が審判又は取消訴訟を提起した事案はそれほど多いわけではないと承知している旨回答した。）</p>	池谷委員

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」総合評価書

取引企画課・消費税転嫁対策調査室

**第 1 政策の概要**

1 評価対象施策  
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

2 担当課室  
取引企画課・消費税転嫁対策調査室

3 施策の目的  
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年 10 月 1 日施行。以下、「消費税転嫁対策特別措置法」という。）に基づき、普及啓発活動を通じた消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処等により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

4 施策の概要  
公正取引委員会は、平成 26 年 4 月の 5%から 8%への消費税率の引上げを踏まえ、また、令和元年 10 月の 8%から 10%への引上げに向けて、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を実施した。

施策	主な取組
① 転嫁拒否行為の未然防止のための取組	(1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の改正・周知 (2) パンフレット等の改訂・配布 (3) 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会及び講師派遣 (4) 各種媒体を用いた集中的な広報
② 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組	(1) 転嫁拒否行為に関する情報収集 (2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告、指導等
③ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	転嫁カルテル及び表示カルテルの届出の受付、事業者等からの相談対応

5 評価対象期間  
平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月

## 6 評価実施時期

平成 31 年 4 月～令和元年 6 月

### 第 2 政策実施の環境

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を図るため、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、消費税率が平成26年4月及び令和元年10月<sup>1</sup>の2段階で引き上げられることとなり、また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立した。

公正取引委員会では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を実施している。

### 第 3 施策の実施状況

#### 1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等をはじめとする転嫁拒否行為の未然防止のための取組を実施している。

##### (1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の改正・周知

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、平成25年9月10日、消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（以下「消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン」という。）を策定し、公表している<sup>2</sup>。また、公正取引委員会は、令和元年10月の消費税率引上げに向けて、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインに、違反事例を新たに追加する改正を行い、平成31年3月29日に公表した。

具体的には、①「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」(平成30年11月28日公正取引委員会ほか関係省庁連名、以下「価格設定ガイドライン」という。)の策定を踏まえた違反事例、②軽減税率制度の導入に伴い、留意を要する違反事例、③過去の事案の蓄積を踏まえ、公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられる違反事例及び事業者が問題ないと認

<sup>1</sup> 当初、消費税率の引上げは、一回目の引上げは平成26年4月に、二回目の引上げは平成27年10月に予定されていたが、経済状況等を勘案した結果、二回目の引上げは平成27年10月から平成29年4月に1年半延期された。その後、世界経済の不透明感が増す等あらゆる政策の必要性が生じたことを踏まえ、二回目の引上げは令和元年10月に変更され、消費税転嫁対策特別措置法について、平成28年11月28日、適用期限を延長する等の改正が行われるとともに、当該改正に伴う関係規定等についても、改正を行っている。

<sup>2</sup> 二回目の消費税率引上げの延期に伴い、消費税転嫁対策特別措置法が改正されたことを受けて、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインについても、平成28年11月28日、形式的な改正を行っている。

識しやすい違反事例を追加した。

消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインは、公正取引委員会ウェブサイトに掲げた「消費税転嫁対策コーナー」に掲載するとともに、本ガイドラインの改正等を踏まえて、後記(2)のとおりパンフレットの改訂を行い、当該パンフレットを後記(3)の説明会等で配布するなど、周知に努めている。

また、公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の考え方をより多くの事業者等に周知し転嫁拒否行為の未然防止に繋げるため、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成し、「消費税転嫁対策コーナー」に掲載している。さらに、多くみられる違反行為や事業者等からの相談等を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を随時更新している。

公正取引委員会ウェブサイトの「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数は表1のとおりである。

表1 「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数 (単位：件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
73,157	70,253	59,184

## (2) パンフレット等の改訂・配布

公正取引委員会は、事業者等向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を作成し<sup>3</sup>、毎年度、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び地方公共団体等に配布している。

平成30年度は、令和元年10月の消費税率引上げに向けて、価格設定ガイドラインの策定や消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインの改正等を踏まえ、関係省庁と連携して改訂し、公正取引委員会ウェブサイトに掲載したほか、商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会等に169,435部、地方公共団体に214,500部配布した。

表2 パンフレットの配布部数 (単位：部)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会等	73,350	163,500	169,435	406,285
地方公共団体	183,700	232,550	214,500	630,750
その他	7,600	5,000	8,400	21,000
合計	264,650	401,050	392,335	1,058,035

このほか、事業者等の予見可能性を高める観点から主な違反事例を説明したパンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」や、消費税転嫁対策特別措置法の内容を簡潔に説明したリーフレット等を、公正取引委員会ウェブ

<sup>3</sup> 二回目の消費税率引上げの延期に伴い、消費税転嫁対策特別措置法が改正されたことを受けて、平成28年11月、本パンフレットを改訂している。

サイトに掲載している。

(3) 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会及び講師派遣

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象に、消費税転嫁対策特別措置法の概要や違反事例等を説明する公正取引委員会主催説明会を実施し、平成28年4月から平成31年3月までに、128回実施した<sup>4</sup>。

表3 公正取引委員会主催説明会の実施回数 (単位：回)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
36	42	50	128

また、商工会議所、商工会及び事業者団体等が開催する講演会等に、平成28年4月から平成31年3月までの間に、公正取引委員会の職員を講師として108回派遣した。

表4 講師の派遣回数 (単位：回)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
73	15	20	108

消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会の参加者には、アンケート調査を行っており、参加者の理解度は表5、満足度は表6、アンケート回収数は表7のとおりである。

表5 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会の参加者の理解度 (単位：%)

	理解できた	概ね理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった
平成28年度	23.1	69.5	6.1	0.0
平成29年度	18.9	72.8	6.5	0.3
平成30年度	18.0	71.5	8.1	0.3

<sup>4</sup> 説明会においては、平成29年度からは、消費税転嫁対策特別措置法に加え、財務省や国税局による消費税の軽減税率制度の説明も併せて行うとともに、価格設定ガイドライン策定以降は、価格設定ガイドライン及び同ガイドラインに関連する独占禁止法上の不当廉売の内容も広く周知している。

表6 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会の参加者の満足度 (単位：%)

	満足できた	概ね満足できた	あまり満足できなかった	全く満足できなかった
平成28年度	18.2	69.0	10.6	0.0
平成29年度	17.1	71.6	9.2	0.3
平成30年度	16.0	69.5	11.9	0.1

表7 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会のアンケート回収数 (単位：名)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
940	1,179	1,541

(4) 各種媒体を用いた集中的な広報

公正取引委員会は、平成26年4月の消費税率の引上げ前後以降、毎年度、転嫁拒否行為が禁止されていること、公正取引委員会が転嫁拒否行為を厳しく監視していること及び公正取引委員会では転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、毎年度の特定月（平成28年度及び平成29年度は11月、平成30年度は2月）に、各種の媒体を活用した事業者向け広報を集中的に実施している。

具体的には、平成28年度は、新聞及びインターネット広告により、平成29年度は、広報用キャラクターである「消費税転嫁されてイルカのルカちゃん」を作成し、これを用いて新聞、雑誌、ラジオ及びインターネット広告を実施した。平成30年度は、令和元年10月に消費税率引上げが予定されているため、「消費税転嫁されてイルカのルカちゃん」を継続して使用するとともに、初めてとなる動画広告を作成して、新聞、雑誌、ラジオ及びインターネット広告により事業者向け広報を集中的に実施した。各広告物を認知した者の割合を調べたところ、平成29年度は22%、平成30年度は18.4%との結果が得られた。

表8 各種媒体による集中的な広報

		平成28年11月	平成29年11月	平成31年2月
新聞広告	全国紙(注)	7紙	1紙	1紙
	地方紙	67紙	38紙	39紙
雑誌広告		—	3誌	3誌
ラジオ広告		—	J-WAVE 系列	ニッポン放送系列
インターネット広告 (表示回数)		約8641万回	約6561万回	約7566万回

(注) 平成28年11月は、日本経済新聞、日経MJ新聞、日経産業新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、平成29年11月及び平成31年2月は読売新聞。

2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

(1) 転嫁拒否行為に関する情報収集

## ア 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者（特定供給事業者）からの情報提供を受身的に待つだけでなく、中小企業庁と合同で書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。

なお、書面調査を実施する際、消費税転嫁対策特別措置法の概要を説明する資料も併せて送付している。

表9 書面調査の発送件数（中小企業庁と合同で実施）

年度	発送数
平成28年度	中小企業・小規模事業者等約285万名，個人事業者約350万名
平成29年度	中小企業・小規模事業者等約280万名，個人事業者約350万名
平成30年度	中小企業・小規模事業者等約280万名，個人事業者約350万名

## イ 転嫁拒否行為等の相談対応

公正取引委員会は、本局及び地方事務所等に専用相談窓口を設置しており、当該窓口で転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を受け付けた。

表10 転嫁拒否行為に関する相談件数（単位：件）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
435	390	485	1,310

## ウ 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査を実施した。

表11 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数（単位：件）

年度	件数	
	事業者	事業者団体
平成28年度	2,385	581
平成29年度	1,009	346
平成30年度	832	208
合計	4,226	1,135

## (2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告，指導等

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した転嫁拒否行為に関する情報に基づき、立入検査等の調査を積極的に行い、必要な措置（勧告及び指導）を迅速に行った。

なお、勧告は、重大な転嫁拒否行為が認められた場合に行っており、その際、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公正取引委員会ウェブサイトで公表している。勧告事件へのアクセス件数は表 15 のとおりである。

また、上記の勧告及び指導の結果、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益については、特定事業者から原状回復が行われている。転嫁拒否行為によって中小事業者等が被った不利益の原状回復の状況等は、表 16 及び 17 のとおりである。平成 28 年度は違反行為を行った事業者 293 名から、転嫁拒否を受けた事業者 36,137 名に対し、総額 9 億 2957 万円の原状回復が行われ、平成 29 年度においては違反行為を行った事業者 357 名から、転嫁拒否を受けた事業者 21,698 名に対し、総額 8 億 1008 万円の原状回復が行われ、平成 30 年度は違反行為を行った事業者 273 名から、転嫁拒否を受けた事業者 45,072 名に対し、総額 8 億 1517 万円の原状回復が行われた。

表 12 勧告及び指導を行った事案の平均処理日数 (単位：日)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
62.3	70.8	70.5

表 13 勧告及び指導件数 (単位：件)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計 (注 1)
措 置	勧告	6 (0)	5 (1)	5 (3)	16 (4)
	指導	362 (20)	370 (16)	295 (16)	1,027 (52)
	合計	368 (20)	375 (17)	300 (19)	1,043 (56)
違反事実なし		218	149	107	474

(注 1) 平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月までの累計。

(注 2) ( ) 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数。

表 14 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	年度	勧告	指導	合計（割合）
減額	平成 28 年度	0	19	19（4.9%）
	平成 29 年度	0	36	36（9.0%）
	平成 30 年度	1	22	23（7.2%）
	合計	1	77	78（7.1%）
買いたたき	平成 28 年度	6	356	362（94.3%）
	平成 29 年度	5	358	363（90.8%）
	平成 30 年度	5	290	295（92.2%）
	合計	16	1,004	1,020（92.4%）
役務利用又は利益 提供の要請	平成 28 年度	0	0	0（0.0%）
	平成 29 年度	0	0	0（0.0%）
	平成 30 年度	0	0	0（0.0%）
	合計	0	0	0（0.0%）
本体価格での 交渉の拒否	平成 28 年度	0	3	3（0.8%）
	平成 29 年度	0	1	1（0.3%）
	平成 30 年度	0	2	2（0.6%）
	合計	0	6	6（0.5%）
合計	平成 28 年度	6	378	384（100%）
	平成 29 年度	5	395	400（100%）
	平成 30 年度	6	314	320（100%）
	合計	17	1,087	1,104（100%）

（注 1） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 13 に記載の件数とは一致しない。

（注 2） （ ）内の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

表 15 「勧告事件」へのアクセス件数

（単位：件）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
39,610	89,231	85,277

表 16 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年度	原状回復を行った 特定事業者数	原状回復を受けた 特定供給事業者数	原状回復額（注）
平成 28 年度	293 名	36,137 名	9 億 2957 万円
平成 29 年度	357 名	21,698 名	8 億 1008 万円
平成 30 年度	273 名	45,072 名	8 億 1517 万円
合計	923 名	102,907 名	25 億 5482 万円

（注） 各期間の原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、合計額とは一致しない。

表 17 行為類型別の原状回復の状況

行為類型	年度	原状回復を行った特定事業者数	原状回復を受けた特定供給事業者数	原状回復額
減額	平成 28 年度	14 名	235 名	181 万円
	平成 29 年度	31 名	1,336 名	1395 万円
	平成 30 年度	25 名	2,704 名	847 万円
買ったとき	平成 28 年度	287 名	35,397 名	9 億 1701 万円
	平成 29 年度	346 名	20,362 名	7 億 9613 万円
	平成 30 年度	266 名	42,368 名	8 億 669 万円
役務利用又は利益提供の要請	平成 28 年度	1 名	505 名	1074 万円
	平成 29 年度	0 名	0 名	0 万円
	平成 30 年度	0 名	0 名	0 万円
合計	平成 28 年度	302 名	36,137 名	9 億 2957 万円
	平成 29 年度	377 名	21,698 名	8 億 1008 万円
	平成 30 年度	291 名	45,072 名	8 億 1517 万円
	合計	970 名	102,907 名	25 億 5482 万円

(注 1) 特定事業者数及び特定供給事業者数は延べ数であり、表 16 に記載の合計事業者数とは一致しない。

(注 2) 各期間の原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、合計額とは一致しない。

### 3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、事業者又は事業者団体が行う、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）について、公正取引委員会に事前に届出を行うことにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

なお、二回目の消費税率引上げの延期に伴い、消費税転嫁対策特別措置法が改正されたことを受けて、「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」（平成 25 年 9 月 10 日、以下「届出規則」という。）について、平成 29 年 1 月 31 日、実施期間の終了日を消費税転嫁対策特別措置法の失効日である令和 3 年 3 月 31 日とみなす改正を行った。

公正取引委員会は、平成 28 年度から平成 30 年度までの間に、本局及び地方事務所等で、転嫁カルテル 18 件、表示カルテル 1 件の合計 19 件の届出を受け付け、届出書の記載方法等に関して、23 件の相談に対応した。

表 18 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数 (単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
転嫁カルテル	11	7	0	18
表示カルテル	0	1	0	1
合計	11	8	0	19

表 19 届出に関する相談件数

(単位：件)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
9	2	12	23

## 第 4 評価

### 1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

#### (1) 必要性

令和元年 10 月の消費税率引上げに際して、取引上の立場の弱い中小事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるようにするため、政府全体として、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について徹底した広報を行うこととしている。こうした取組の一環として、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインの改正やパンフレットの改訂・配布、説明会等の実施、各種媒体を用いた集中的な広報は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために必要である。

なお、価格設定ガイドラインでも、転嫁拒否行為について監視・周知を厳格に行っていく旨が盛り込まれている。

#### (2) 有効性

##### ア 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の改正・周知

公正取引委員会ウェブサイトの「消費税転嫁対策コーナー」には、表 1 のとおり、多数のアクセスがあった。

また、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を更新する際には、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインに記載されていない考え方も補足し、これを公表・周知することで、他の事業者にとっても参考となり、事業者等の予見可能性を高めることが可能となったものと考えられる。

##### イ パンフレット等の改訂・配布

関係省庁連名の事業者等向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び地方公共団体等に配布している。

平成 31 年 3 月には、公正取引委員会は、関係省庁とともに、価格設定ガイドライン等を踏まえ、上記パンフレットを改訂した。具体的には、転嫁拒否行為の概要のほか、政府一体の取組である消費税率引上げ前後の需要変動の平準化政策の内容も盛り込んでいる。

##### ウ 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会及び講師派遣

消費税転嫁対策特別措置法等の内容を広く周知するため、表 3 のとおり、評価期間内に事業者及び事業者団体を対象に、消費税転嫁対策特別措置法の概要や違反事例等を説明する公正取引委員会主催説明会を 128 回開催した。

また、表4のとおり、商工会議所、商工会及び事業者団体等が開催する講演会等に公正取引委員会の職員を講師として108回派遣した。

アンケート調査によれば、理解度については、表5のとおり、「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者はいずれの年度も90%前後で推移しており、満足度については、表6のとおり、「満足できた」又は「おおむね満足できた」と回答した参加者はいずれの年度も85%を上回っていた。

また、表7のとおり、上記アンケートの回収数は平成28年度から平成30年度にかけ、940名、1,179名、1,541名と増えており、令和元年10月の消費税率引上げに向けて、より広く消費税転嫁対策特別措置法等の認知が広がっているものとみられる。さらに、アンケート調査では、説明会に対する意見や要望も聞いており、「自社の違反事例がないか、早急に確認したい」、「初心者にはとても分かりやすかった」等の意見が寄せられた。

表3及び表4のとおり、公正取引委員会主催説明会は一定程度の実施回数確保できている。講師の派遣回数は減少しているが、講師派遣は商工会議所、商工会及び事業者団体等からの依頼を受けて行うものである。そのため、計画的に回数を増やすことは難しいと考えられるものの、事業者等向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」の送付を希望する事業者団体に対して、公正取引委員会の職員を講師として派遣することも可能であることを伝える、公正取引委員会主催説明会の資料の一部として講師派遣を積極的に受け付ける旨の資料も配布するなどの方法で積極的に開催を呼びかける必要がある。

## エ 各種媒体を用いた集中的な広報

平成28年度及び平成29年度は11月、平成30年度は2月、各種の媒体を活用した事業者向け広報を集中的に実施した。

特に、平成31年2月は新聞やインターネット等を利用した集中的な広報を実施しており、同月の相談件数は、その前月となる同年1月の相談件数と比較すると約45%増加した。また、インターネット等を利用した広告においては、転嫁拒否行為について分かりやすく説明した「特設サイト」を「消費税転嫁対策コーナー」とは別に設けたところ、「特設サイト」には平成31年2月の1か月間に約7万件のアクセスがあった。さらに、「特設サイト」には「消費税転嫁対策コーナー」のページへのリンクも貼り、「消費税転嫁対策コーナー」にもアクセスするよう工夫するなどしたところ、平成31年2月の「消費税転嫁対策コーナー」へのアクセス件数は、その前月となる同年1月のアクセス件数と比較すると約36%増加した。加えて、独占禁止政策協力委員からは、「5%から8%に引き上げられた際の公正取引委員会の広報活動は大変効果があったように思う。10%への引上げの際にも、積極的に活動を行ってほしい」との意見を得ており、広報活動には一定の効果が認められたことを示している。

## オ まとめ

以上のことから、本件取組は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために有効な取組であったと評価できる。

### (3) 効率性

#### ア 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の改正・周知

公正取引委員会ウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設け、そこに、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインや「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等の情報を集約した。情報の集約により、外部から、ガイドライン等の相談があった場合には当該ページを紹介することで、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインと併せて関連情報を効率的に紹介することが可能となるとともに、事業者も効率的に情報収集することが可能になった。

また、公正取引委員会主催説明会や事業者団体等主催の講演会等に参加できなかった事業者等も当該ウェブサイトを参照することで、消費税転嫁対策特別措置法の内容を把握することが可能になった。

さらに、消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインの改正について、公正取引委員会の公式アカウントでツイート発信したものを、速やかに関係省庁がリツイートすることで、公正取引委員会の公式アカウントのフォロワーだけでなく、関係省庁の公式アカウントのフォロワーにも情報発信することができた。

#### イ パンフレット等の改訂・配布

事業者等向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」について、平成 28 年度は、全ての商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び地方公共団体等に一律同部数を送付していたが、平成 29 年度は、地方公共団体向けでは、全国知事会や市町村会等を通じて、商工会議所等向けでは、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を通じて、事前に希望部数を確認することで、送付先で在庫過多とならないよう発送し、かつ、一度に発送することで費用を抑えることができた。また、平成 30 年度は、本パンフレットを大幅に改訂したところ、前年度と送付先は同様とし、前年度に 1,000 部以上を希望した地方公共団体には事前に希望部数を確認することで、送付先で在庫過多にならないよう発送し、かつ、一度に発送することで費用を抑えることができた。

また、本パンフレットは、公正取引委員会ウェブサイトから入手することができる。さらに、本パンフレット改訂の際には、公正取引委員会の公式アカウントでツイート発信した。それにより、速やかに関係省庁がリツイートすることで、公正取引委員会の公式アカウントのフォロワーだけでなく、関係省庁の公式アカウントのフォロワーにも情報発信することができた。

#### ウ 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会及び講師派遣

会場を選定する際、一度に多くの事業者の説明会に参加してもらうため、「参加者が公共交通機関を利用して容易に到着できること」を考慮した。また、開催費用の削減の観点から、説明会の会場が「安価であること」を考慮した。

## エ 各種媒体を用いた集中的な広報

平成 28 年度及び平成 29 年度は、一回目の消費税率引上げから一定期間が経過したこと及び二回目の消費税率引上げが延期されたことから、11 月の下請取引適正化推進月間に併せて、新聞やインターネット等の広告により、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている行為とともに、同月が下請取引適正化推進月間であることや平成 28 年 12 月に改正した下請法運用基準の内容等について、下請法と合同で広報を実施した。このように、消費税への関心が高まっているとは必ずしもいえない時期においても、継続して消費税転嫁拒否等の行為の広報に努めた。

また、新聞やインターネット等を利用した効果的な広報を行うには、優れた企画力が必要とされるため、最も優れた企画書等を提出した者と契約する企画競争を実施した。企画競争では、価格のほか、デザイン、新聞広告の掲載面積、インターネットの表示回数等の要素も含めて総合的に判断することで、より質の高い広報を安価で企画提案した事業者を選定し、集中的な広報を実施することができた。平成 29 年度及び平成 30 年度の広報予算は各 3800 万円であったのに対し、各広告物を認知した者の割合は、平成 29 年度は 22%、平成 30 年度は 18.4%であった。他の広告媒体における費用の投下量と認知度の相関関係につき一般的に言われている水準に比しても、費用に対して妥当な広告効果を得られた。

## オ まとめ

以上のことから、本件取組は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために効率的な取組であったと評価できる。

## 2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

### (1) 必要性

取引上の立場の弱い事業者は転嫁拒否行為を受けたとしても、今後の取引への影響を考慮して、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられる。そのため、事業者から受け付けた転嫁拒否行為に係る相談対応のみならず、書面調査等を実施し、積極的に情報収集する必要がある。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するためには、転嫁拒否行為に対して立入検査等を積極的に実施し、勧告・指導等を通じて、迅速かつ厳正に対処する必要がある。

### (2) 有効性

#### ア 転嫁拒否行為に関する情報収集

前記(1)のとおり、書面調査によって転嫁拒否行為に関する情報収集を行うことは、広く情報収集するために効果的である。実際に、こうした書面調査によって得た情報は、調査着手につながった端緒情報のうち6割近くを占めており、多くの事件調査に結び付いている。また、書面調査を実施する際に、消費税転嫁対策特別措置法の概要を説明する資料も併せて送付している。

相談対応では、専用相談窓口を設けることにより、相談先を明確にし、転嫁拒否行為に関する相談に的確に対応した。

事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査では、転嫁拒否行為を受けやすい納入業者、中小事業者を構成員とする事業者団体に絞って実施することにより、より詳細に消費税の転嫁状況を幅広く情報収集することができた。

#### イ 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告、指導等

平成28年4月から平成31年3月までの間に16件の勧告、1,027件の指導を行った。また、勧告・指導の措置を受けた特定事業者に対し、直接、被害を受けた特定供給事業者に原状回復を行うように指導し、平成28年4月から平成31年3月末までに総額25億5482万円の原状回復が行われた。

調査の結果、違反事実なしとした特定事業者にも、消費税転嫁対策特別措置法の理解の浸透を促している。さらに、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告し、公正取引委員会のウェブサイトで公表しているところ、表15のとおり、多数のアクセスがあった。違反行為を行った特定事業者の名称や違反行為の概要等を掲載することで、事業者にとっての予見可能性を高めることにもつながったと考えられる。

また、独占禁止政策協力委員からは、「消費税率が5%から8%にあがった際には、消費税転嫁拒否行為をしっかりと監視していたと思う。公正取引委員会のおかげで転嫁拒否行為をほとんど聞かなかった」との意見が聞かれた。

#### ウ まとめ

以上のことから、本件取組は、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対応等により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために有効な取組であったと評価できる。

### (3) 効率性

#### ア 転嫁拒否行為に関する情報収集

書面調査を実施するに当たり、前年度の調査票の発送先の名簿を精査することで、送付漏れや重複発送を極力少なくした。

相談対応で多く寄せられた定型的な質問事項は、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」として取りまとめ、公正取引委員会ウェブサイトに掲載しており、該当する相談があった場合には、該当箇所を紹介することにより効率的な相談対応を行った。

また、事業者及び事業者団体ヒアリングでは、前記(2)アのとおり、ヒアリング先を絞って実施することにより、調査官を効率的に動員することができた。

#### イ 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導等

書面調査等によって得られた違反情報を有効に処理するため、公正取引委員会の元職員、類似の調査業務の経験のある者、法律や税務等に明るい者、事業者間の取引実務に精通している者などを臨時職員として採用した。採用後は、独占禁止法や下請法の実務を経験してきた既存の職員とともに調査を行うなどの実地研修によって調査手法等を習得させるなど、調査に要する人員を効率的に養成した。

勧告及び指導を行った事案の平均処理日数は、平成 28 年度は 62.3 日、平成 29 年度は 70.8 日、平成 30 年度は 70.5 日となっている。この点については、指導を行う相手方にあらかじめ指導書案の事前説明を行い意見申述の機会を付与する手続を踏んでいることや、消費税率引上げから期間が経過するほど調査範囲も拡大し、転嫁拒否行為を受けた事業者に対する原状回復額の算定等にも時間を要することとなったことを考慮すれば、引き続き、迅速な事件処理が行われているものといえる。

#### ウ まとめ

以上のことから、本件取組は、転嫁拒否行為の未然防止を図り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために効率的な取組であったと評価できる。

### 3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

#### (1) 必要性

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、取引上の立場の弱い事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁することが容易となるように環境を整えるため、消費税転嫁対策特別措置法において、転嫁カルテル及び表示カルテルを独占禁止法の適用除外とし、業界団体や同業者間で消費税の転嫁に関する取扱いを統一する必要がある。

#### (2) 有効性

一回目の消費税率引上げの際には、転嫁カルテル及び表示カルテルを実施した事業者団体の転嫁状況についてはおおむね実効性を持って実施されたことが確認されており、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置は、取引上の立場が弱い事業者が消費税の転嫁をしやすい環境を整えたという点で、効果的に実施されたものと評価されている（平成 28 年 8 月 31 日公表の総合評価書参照）。

また、一回目の消費税率引上げの際、多くの事業者が転嫁カルテル及び表示カルテルの届出を行った（平成 25 年 288 件、平成 26 年 16 件、平成 27 年 11 件）。その届出に基づいて行う共同行為は、届出規則の改正により、令和 3 年 3

月 31 日まで認められているため、評価期間内もその効果が継続して有効に機能していたと考えられる。

さらに、平成 30 年度に行った事業者団体等ヒアリングにおいて、事業者団体から、「転嫁カルテル及び表示カルテルの届出も効果があった」との意見があったほか、平成 26 年 4 月の消費税率引上げ時に転嫁カルテルの届出を行った事業者から、「転嫁カルテルの届出によって、転嫁がうまくいった経緯があり、次の引上げに向けては、広く参加を呼びかけてみようと考えている。」との意見があった。

以上のことから、本件取組は、取引上立場の弱い事業者を中心として、消費税の転嫁をしやすい環境を整えるために効果的な取組であったと評価できる。

### (3) 効率性

届出者の事務負担を軽減するため、届出様式や届出の記載例等についてウェブサイトに掲載し、本局及び地方事務所等のいずれでも届出を受け付けることとし、転嫁カルテル及び表示カルテルを同時に届け出る場合は、届出書の添付書類についても一部を省略可能にしている。このような事務負担の軽減策については、届出を行った事業者団体からおおむね評価されているものと考えられる（前掲評価書参照）。

また、二回目の消費税率引上げ時期が延期されたことに伴い、既に届出があった転嫁カルテル及び表示カルテルの実施期間を延長する必要が生じたが、実施期間の終了日を消費税転嫁対策特別措置法の失効日とみなす旨の規則改正を行った。それにより、届出者が変更届出を提出する事務負担が生じないようにした。

以上のことから、本件取組は、取引上立場の弱い事業者を中心として、消費税の転嫁をしやすい環境を整えるために効果的な取組であったと評価できる。

## 4 総合的評価

上記の施策を実施した結果、消費税の円滑かつ適正な転嫁の推進の観点から、施策全体としては、①転嫁拒否行為の未然防止のための取組、②転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組及び③消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置はいずれも必要な取組であり、また、有効的かつ効率的に実施することができ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けておおむね順調に進捗したと評価できる。

## 第5 今後の課題と取組の方向性

### 1 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

令和元年 10 月の消費税率引上げの際には、再び国民の関心が高まり、事業者からの相談等も増えることが想定される。このため、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、今後も、以下のとおり転嫁拒否行為の未然防止のための取組を推進する必要がある。

## (1) 消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン等の改正・周知

令和元年10月の消費税率引上げに際して、公正取引委員会ウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を活用した周知活動を推進するため、同コーナーの内容充実、説明会等における周知などを通じて、同コーナーへのアクセス件数を増やすための取組を行うこととする。また、「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」については、①消費税転嫁対策特別措置法が施行されてから5年以上が経過し、違反事例が蓄積していること、②令和元年10月の消費税率引上げと同時に軽減税率制度が導入されることに伴い、新たな違反事例が想定されること、③消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインが改正されたこと等から、令和元年上半期において、改訂する。

さらに、各種媒体を利用した広報については、消費税率引上げへの関心が最も高まる時期に行うことが効果的であることから、令和元年9月から10月にかけて、平成28年度から平成30年度までの広報よりも規模を拡大して、新聞広告やインターネット広告等により、実施する。

## (2) 消費税転嫁対策特別措置法等に係る説明会及び講師派遣

令和元年10月の消費税率引上げに際して、令和元年度は、上半期（4月から9月）に全都道府県で事業者等向け説明会を開催するとともに、地方公共団体向けの説明会も開催する。

また、講師派遣については、要望に応じて積極的に実施する。特に、中小企業団体等の事業者団体からの講師派遣依頼に広く対応し、公正取引委員会の職員を講師として派遣していく旨を積極的に呼びかけていくこととする。

加えて、消費税転嫁対策特別措置法等への理解度や説明会への満足度をより向上させるため、説明会の冒頭で参加者の理解度レベルを確認し、理解度が高い会場では、違反事例の紹介に重心を置くなどレベルに応じた説明を行い、より参加者のニーズに沿った説明会にする。

## 2 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

令和元年10月の消費税率引上げの際も、転嫁拒否行為の発生が懸念される。そのため、引き続き、書面調査等による積極的な情報収集並びに転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導等の取組を継続し、転嫁拒否行為に対する迅速かつ適正な対処のための取組を推進する。

特に、消費税率10%への引上げに際し、事業者間では消費税率の引上げ日より早い段階から新税率を前提とした価格交渉が始まることが予想される。転嫁拒否行為を未然に防止するため、令和元年度は、中小企業・小規模事業者等法人事業者約30万社に対する書面調査を増税前にも実施する。さらに、大規模小売事業者・大企業等約8万社に対する書面調査を実施し、違反行為に係る情報の収集に努めるとともに、取引上の立場が強い特定事業者の消費税転嫁対策特別措置法の遵守を推進する。

## 3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

令和元年10月の消費税率引上げの際は、平成26年4月の引上げの際と同様に、転嫁カルテル・表示カルテルの届出及び届出の相談が増加する可能性がある。公正取引委員会ウェブサイトに掲載している「届出に関するよくある質問」や届出の記載例等を必要に応じて見直すなど、届出者の事務負担軽減に引き続き配慮する。

## 第6 第三者の知見の活用

政策評価委員会での各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 平成30年度は、説明会の理解度や満足度がやや悪化していた。そのため、消費税率引上げから時間が経っているからこその話題など、効果的と思われる説明会の内容にすることを検討してはどうか。</p> <p>（昨年度にパンフレットを改訂し、今年度、それを用いて説明会を実施している。現時点で「理解できた」及び「概ね理解できた」とアンケートで回答した参加者の割合は、約9割を超えている。引き続き、理解度等を高めるため、説明会の内容を検討していきたい旨回答した。）</p>	<p>中村委員</p>
<p>○ 説明会や各種媒体を用いて、広報活動によく取り組まれている。しかし、現状の評価内容では、周知したい層に届いているのか、予算に見合った広報活動を行っているのかが分からない。</p> <p>（意見を踏まえ、実績評価書5頁「(4) 各種媒体を用いた集中的な広報」13行目及び14行目、実績評価書13頁「エ 各種媒体を用いた集中的な広報」14行目ないし18行目にそれぞれ加筆を行った。）</p>	<p>田辺委員</p>
<p>○ 説明会や書面調査を実施する際、従来どおりの内容と、工夫した内容をそれぞれ実施し、それらの結果を検証することで、内容の改善を実施してはどうか。</p> <p>（どのような検証方法が可能か否か、今後検討することとしたい旨回答した。）</p> <p>○ アンケートの結果に基づき、説明が上手い説明者を特定し、その説明方法や使用した資料を担当者間で共有してはどうか。</p> <p>（有効と考えられる説明方法や使用した資料を本局と地方事務所等の担当者間で既に共有している旨回答した。）</p>	<p>小林委員</p>
<p>○ 説明会のアンケート調査によれば、「理解できた」及び「概ね理解できた」と回答した参加者の割合は、いずれの年度も約9割前後で推移している。そのため、説明会に十分に組み込まれていたと評価できる。</p>	<p>多田委員</p>

## 第7 評価を行う過程で使用した資料

- ・ 平成 30 年度における消費税転嫁対策の取組について（令和元年 6 月 7 日公表）
- ・ 公正取引委員会主催説明会の参加者に対するアンケート